### 1. 陳情要望

(1) 土砂災害特別警戒区域に立地する住宅の災害対策についての要望

朗 読:寺尾係長 ~別紙

### 意見陳述

### ○小田貴徳氏

おはようございます。

三井7丁目グリーンヴィレッジ自治会の小田貴徳と鈴木英明と申します。

本日は、我々の土砂災害特別警戒区域に立地する住宅の災害対策の要望の陳述の時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

我々が住んでいるところは、配付資料の地図、今、添付にあると思うんですけども、 2ページ目、3ページ目にあるように、岩狩団地に上がるところに位置をしております。 7月に発生した豪雨で、自治会内で2カ所の土砂災害が発生しました。1カ所目は団 地の入り口の家で、住宅に少し土砂がかかりました。2カ所目は、鈴木さんと、きょう はちょっと仕事の都合で来られてないんですけれども、入船さんという方がいらっしゃ るんですけども、その家で土砂災害がありました。

カラーの図、一番最後の写真にあるんですけども、こちらで見ていただくとおわかりになるように、土砂災害特別区域になっております。この住宅団地は開発されたのが、まだ10年以内なんですけども、開発された後に土砂災害特別警戒区域、平成28年12月20日に、そういった形で指定をされました。

土砂災害特別警戒区域というのは、土砂災害防止法における、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことをいいます。

そこで、ぜひとも、今回はよろしくお願いいたします。

### ○鈴木英明氏

おはようございます。鈴木英明と申します。

今回の災害で、自宅を建設してわずか3年後に土砂災害に遭いました。泥水が床下へ流れ込み、給湯器や外構フェンスに損害が出ました。住宅建設のために何千万円という住宅ローンを組んだばかりで、家族ともども大変ショックを受けております。

被災後、市の方に見に来ていただきましたが、私のケースが治山事業のメニューにの るのかどうか、事業の実施がいつになるのかわかりません。

いつ大雨や台風が来るとも限りません。そうすれば、また、今現在、崩れかかっているところで土砂災害が起こる可能性が高く、土砂撤去や家の周辺地に大きなお金がかかるだけでなく、建てたばかりの家と財産と生命を失う危険さえ感じております。

子供たちも崖の上の今にも落ちそうになった木を見て、崖に面した部屋に近づこうとしません。家を売ったらとも考えますが、こんな危険な場所は買い手がつくはずもありません。

安全で災害の少ないまちに引っ越しも考えざるを得ないのですが、自宅は現在、災害後に業者にお願いし、土砂は撤去してもらいましたが、写真のとおり、応急措置として ビニールシートと土のうをしているだけの状況で、大変危険です。

そこで、1、早急に治山事業が実施される予算の確保をお願いします。何年ももつとは、土砂が、災害が起こりそうなので、もつとは思えません。

- 2、土砂の撤去及び応急措置は市の負担でお願いします。
- 3、治山事業までに時間がかかると考えられます。それまでどのようにすれば安全なのか、情報があればお知らせください。災害後も長雨や雨足が強い日が何度かありました。とても不安でした。

以上です。

## ○小田貴徳氏

土砂災害で自宅裏山が崩壊したケースで、撤去の費用が出る自治体があると聞いています。調べてみたんですが、岩国市や萩市、配付資料の一番最後に萩市の例が載っていると思うんですけども、ごらんください。

萩市自然災害による住宅への土砂流入被害復旧事業です。これは、災害復旧事業の対象とならない小規模な被害の復旧に対し、請負業者等に補助金を交付するものです。住宅だけの崩壊で、工事請負業者が土砂撤去を実施する場合、補助金を出すものです。小川の氾濫で土砂が住宅に流入した場合でも対象になります。ビレッジ地区では多くが該当します。

また、農地への土砂流入に対しても行われています。萩市同様制度の導入を検討をしていただけないでしょうか。

それから、市内には我々の事例と同様のケースが多数あると思います。そういった 方々も救われると思います。ぜひともよろしくお願いします。

## 2 水道局関係分

- (1) 付託事件審査
- ①認定第1号 平成29年度光市水道事業決算について

説 明:宮﨑水道局次長兼業務課長 ~別紙

## 質 疑

## ○大田委員

ただいま説明を受けましたが、まず2ページの資本的収入及び支出の、支出の分の下から2段目の第3項補助金返還金59万1,311円ですかね、また、37ページの明細のほうにも載ってるんですが、補助金を返還というのはちょっとどういう理由でなったのか教えてほしいと思うんですが。

## ○宮﨑水道局次長

この補助金返還金につきましては、28年度に実施をいたしました補助金対象事業に対する補助金の一部を国のほうに返還するというものでございます。

返還することになりました経緯につきましては、交付を受けた補助金の中に消費税を 含んでおりましたことから、28年度の消費税の確定におきまして、この補助金部分の事 業費の消費税が控除となりましたことから、国のほうに返還するということでございま す。

以上でございます。

### ○大田委員

今言った、補助金もらった中の消費税分を変更になったから返還したということで理解でよろしゅうございますね。

### ○宮﨑水道局次長

そのとおりでございます。

### ○大田委員

続いて質問したいと思いますが、今説明受けましたが、今年度の純利益が1億7,000 万円何がしかの金額を上げておられるんですが、前年度も純利益を計上されているよう に思っているんですが、その純利益の推移についてのデータをお持ちでしたら教えても らいたいと思うんですが。

### ○宮﨑水道局次長

ここ数年の純利益の推移でございますけれども、今年度につきましては1億7,468万9,909円でございます。28年度につきましては1億6,432万6,976円、27年度におきましては1億2,051万2,787円でございます。

以上でございます。

## ○大田委員

ここ数年1億円以上の利益が出ているということで、水道事業も顕著にやっておられるように思うんですが、県に13市あるんですが、それで光市はどれぐらいのところにおられるんですか。

# ○福島水道事業管理者

うちの利益の関係でございますが、県下の純利益は、29年度はまだ集計いたしておりませんが、28年度で申しますと、下関の水道局の純利益が約10億7,400万円、宇部市が7億1,600万円、山口市が5億1,000万円、周南市が4億3,500万円、防府市が4億1,100万円、岩国市が3億7,705万円、下松市が3億400万円、山陽小野田市が2億5,300万円、光市が1億6,400万円、次に柳井市が1億1,000万円、萩市が7,900万円、美祢市が7,000万円、長門市が2,800万円。

以上でございます。

## ○大田委員

どこの水道事業も顕著に良好な状態のように思うんですが、光は9番目ですか、これでもすごく経営状態も良好なように思っておるんですが、こういうふうに水道局が1億円以上も利益を出しておられるんですが、それだったらもう少し水道料金を少しでも安くできるんではないかと思うんですが、そこの点はどういうふうにお考えでしょうか。

### ○福島水道事業管理者

水道事業経営の根幹にかかわる問題ですので、私のほうからお答えいたします。

水道事業の決算については、純利益が民間企業のもうけとは若干異なるわけでございます。議員さん御承知のように収益的収支と資本的収支の二本立てで行っております。 純利益の関係については、損益勘定に対する収益的収支の純利益でございます。

ただ、これだけを見ていきますと、若干問題がございます。資本的収支の関係については、赤字を出しておりますが、さらには企業債でお金を借り入れても赤字という状況でございます。

水道料金を議員お尋ねの減免、安くするということになりますと、今後の経営の形の中で見ていきますと、資本的収支の補填額の関係について、例えば収益的収支の中で予算支出を伴わない費用というのが29年度約3億9,000万円ございます。これで全ての関係の企業債元金償還金、工事負担金等を全て賄えるのだったら水道料金の減免ということもあります。さらには企業債の借り入れもしないということだったらそういう方向もありますが、まだ光の場合には、企業債は決算書の最終ページにありますように、45ページですが、55億4,100万円の企業債が残っております。この元金償還金だけでも3億円近くございますので、やはり健全な経営をしていくためには、現在の水道料金を維持していくのが私は将来にわたって水道のサービスを提供できるもとになるのではなか

ろうかというふうに考えております。 以上です。

## ○大田委員

企業債も順調に減ってきておるようでございますので、今の答弁にある程度は理解できますが、今後ともよろしくお願いしたいと思います。 終わります。

討 論:なし

採決:全会一致「認定すべきもの」

②議案第65号 平成29年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明:宮﨑水道局次長兼業務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第60号 平成30年度光市水道事業会計補正予算 (第1号)

説 明:宮﨑水道局次長兼業務課長 ~別紙

### 質疑

### ○大田委員

このたびの7月豪雨で水道施設の被害状況があると思うんですが、お聞かせ願えませんでしょうか。

### ○吉岡浄水課長

まず、浄水場関係について被害状況を御説明させていただきます。

浄水場については、7月7日の豪雨によりまして、原水濁度が100度を超え、浄水施設能力を超える濁度が発生いたしました。それによりまして取水及び送水を停止したところでございます。そのうち水位が下がっていって取水が回復したところからだんだん、取水、送水と元へ戻しておきました。

それとは別に浄水場については、浄水池への流量の把握、また、最終的な次亜塩素の 注入量の制御を行う総ろ過流量計というのがありまして、それがちょっと水に浸かりま して機能しなくなりましたので、今リースによって応急処置をしている状況でございます。

それと、浄水場の東側に天日乾燥床という所がありますが、その周辺が土砂に埋まりまして、天日乾燥床の側溝が土砂が詰まりましたので、その土砂を撤去しました。 以上です。

## ○大田委員

今、林浄水場が被害を被ったようにお聞きしたんですが、その復旧状況はどのようになっているのだろうか、全てまた完全復旧と考えていいのか、少しお聞かせください。

## ○吉岡浄水課長

ポンプ運転に関してはもうもとどおり、今普通どおり戻っております。 総ろ過流量計についても、今リースをして応急措置をしている状態です。 それと、天日乾燥床の側溝についても、もう土砂の撤去を行いました。 以上でございます。

## ○大田委員

まだ完全には復旧してないようにお聞きしたんですが、今、補正予算で432万円と補 正額が出ているんですが、それはこれでも完全、432万円でもう完全に、完全復旧にで きるんでしょうか。

### ○西工務課長

浄水場の被害がそれなんですが、水道管の被害がありまして、水道管の被害状況を報告いたします。

光井7丁目、光高前の県道光柳井線の所で陥没いたしまして、ビニールの75mmが破損いたしました。そして、光井の4丁目、光市総合体育館前の県道光柳井線なんですが、これも光井川の氾濫で水道管の150mmが50m程度、宙ぶらりんになってしまいました。それに伴いまして、現在、ポリエチレン管の50mmを約100m以上配管して仮設の状態です。これは県道の道路河川課と相談しながら復旧をする見込みです。

それと、室積の松原川の一番河口の所にある橋に添架してある水道管のハイパーポリエチレン管の75mmに倒れてきた電柱が直接当たりましてちょっと破損しています。現在、橋の両側のバルブでとめています。橋の架けかえ工事を市の道路河川課が行いますので、その際に水道管の工事を同時に行います。

それと、光市観音寺配水池というのがあるんですが、その分の北側のほうに300m程度行った所の市道立野浅江線で道路が流されて350mmの水道管が20m程度露出いたしました。これは、市の道路河川課によって道路が復旧されて水道管ももとに戻った状態です。そのほかには給水管の修理などが数件ありましたが、大きな水道管の破損は以上の今の4点になります。

以上です。

## ○大田委員

先ほど、林浄水場はある程度できたが、今の外側の送水管については今仮復旧という ことで、今補正予算額432万円上がっているんですが、まだまだかかるという状況で考 えてよろしいですか。

## ○宮﨑水道局次長

このたび補正を上げさせていただきました432万円につきましては、内訳は修繕費や 材料、賃貸料といったものなんですが、修繕で対応できるものについて、こちらのほう に計上させていただいております。

施設によっては修繕できない更新しなければいけない、新しい物にしなきゃいけない物もありますので、その辺につきましては、この予算で対応はしておりません。今後状況を見ながら来年度予算で計上させていただくのか、状況によっては4条予算、資本的収支予算のほうで予備費等がございますので、それで対応できればそっちのほうで対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○大田委員

わかりました。

### ○笹井委員

今議会の初日に市長からの説明で中に今回の豪雨災害において水道をたくさん使われた方の減免をしたいという話がありました。ここに上程されている補正予算の中には、 その部分についての補正というのは入っておるんでしょうか。

### ○宮﨑水道局次長

それでは、補正予算額の詳細な内容について説明をいたします。

人件費が207万846円、修繕費が188万6,772円、材料費が15万1,866円、賃借料が12万9,600円、路面復旧費が6万9,984円、水道料金減免相当分が1万円ほど計上をさせていただいております。

以上でございます。

### ○笹井委員

水道料金減免相当分1万円入っていると今初めて聞きましたけれども、まあ本来、市長が言われとるんだから最初の説明の段階でそれが入ってないとちょっと私どもも聞き漏らす可能性がありますので、ちょっと私としては今聞いてちょっと改めて認識しておるところでございます。

じゃあちょっと、その1万円を聞きますけど、結構水道をたくさん使われ、土砂災害がありましたから使われた方もあります。通常の水道料金の何倍も使われとる方もあり

ます。その部分は、まあ歳入に入ってくるから、まあ歳入は見込みなんで、一応そこ確認しますけど、特に歳入面での補正はないのか、そしてその1万円というのは実際何の部分に当たるのかちょっと教えてください。

## ○宮﨑水道局次長

このたび減免をしようとするものは、一旦メーターを通った水量でございます。当然 議員が言われましたように収益が、災害において増加ということになるのかわかりませ んけれども、増える可能性はあるということでございますので、水量が想定もできませ んので、収入としての補正というのはこのたびは行っておりません。

このたび計上させていただきました1万円というものにつきましては、これから皆さんに申請をしていただいて減免に取り組んでいきたいと思っておりますが、額等、件数等も未確定でございますし、どれぐらいのものが出るか、どれぐらいのものがかかるかわかりませんので、さしむき頭出しということで1万円計上させていただき、不足部分については予備費で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

## ○笹井委員

収入の補正はないということですけど、支出は1万円というのは、ちょっとすいません、私が聞き漏らしたのかもしれませんけど、何費のどこを1万円増やしたということになるんでしょうか。

## ○宮﨑水道局次長

特別損失で計上させていただいております、432万円の中に1万円入っているということでございます。

### ○笹井委員

わかりました。とりあえず、まあ項目の頭出しなのかなというふうに理解いたしました。そういうやり方もあるんかと思います。

ただ、こういうふうな補正をするときに、事業をするときは、やはりいくら、減免による料金収入というか使用料ですかね、が落ちていくわけですけど、そこの見込みというのは、現時点で全く数字を立てたものがないんでしょうか。私はこれだけの使用に対して、これだけ減収が見込まれますという数字はあってしかりだと思っているんですけど、いかがでしょうか。

### ○宮﨑水道局次長

このたびの減免の対象者については、家屋の損壊、床上・床下浸水の被害にあわれた 方で申請があった方の中で、通常の生活用水より上乗せした分について減免しようとい うふうに考えております。

それからいたしますと、市のほうで発行されました証明等ですね、被災証明、罹災証

明、小災害見舞金等、トータル900何件かの証明、見舞金が出ているということが1つの目安であろうと。ただ、これは重複した部分もあるんだろうと思いますので、その半分としても大体500件程度かなというふうに見ております。

で、検針をこの2カ月、検針の状況を見てみますと、大体被災された地域におきましては6トンから7トンぐらい平均的に増えてるのかなというふうに思っておりますので、仮に500件で7トンと、従量料金の122円を掛けますと、大体50万円以下の財源が必要になってくるんではないかというふうに見ております。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。トン数と減収の金額についてはきちんと試算がされているというふうに理解しました。

今度、対象者に聞きますけど、今のお話ですと、家屋の浸水、床下浸水で申請があった方と、ちょっとすいません、つまんでしか聞き取れなかったんですけど、結局、どういう方が対象者になるのか。だから市の罹災証明を申請した方のみで認められた方のみが対象になるのか、ちょっと対象者の定義をちょっともう少し詳しく教えてください。

## ○宮﨑水道局次長

このたびの対象者につきましては、家屋の損壊、床上・床下浸水により被災された方で申請をされた方を対象にしたいと思います。

それを証明していただく書類といたしましては、罹災証明、罹災証明交付申請、小災 害援護金給付証明書等の写しがあれば受け付けていきたいというふうに思っております し、その証明書等がない方におきましても、床上・床下浸水以上の被害を証明する物を 提示していただければ減免していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○笹井委員

わかりました。罹災証明を申請されて認定された方と、それ以外、なくても証明する物がある方については対象になると。それらの方の中でまたさらに減免の申請を出してもらった方ということになるわけですね。

そうすると、市民の方に一応、対象になるかならないかある程度幅広くお知らせをしないといけないかと思うんですけど、この制度の周知についてはどのような方法を考えられてますでしょうか。

### ○宮﨑水道局次長

補正予算にその金額は入っておりますので、議決をいただいてからすぐにホームページ並びに次の広報等に掲載していきたいというふうに考えております。

### ○笹井委員

わかりました。

今回、水道料金を減免されるということですけれども、これも公共料金ですから減免するに当たってはきちんとした規定に基づいてということになると思いますが、その根拠規定というのはどのようなものがあるんでしょうか。

## ○宮﨑水道局次長

このたびの減免につきましては、光市水道給水条例第35条の規定に基づきまして実施 をいたします。

ちなみに、第35条は、管理者は公益上その他特別の理由があると認められるときは水道料金を減額しまたは免除することができると、これに基づいて減免をしたいと考えております。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。

根拠条例があるのはわかりましたが、ただ、今のお話聞くと、35条というのは、割と管理者権限において幅広い減免の規定だと思います。先ほどお聞きした条件ですと、家屋の浸水あるいは床上浸水と、それが証明できる物ということがあるんですけど、その辺の詳細な規定についてはどこがどういうふうに定めるのでしょうか。

### ○宮﨑水道局次長

このたび水道局が減免にするに当たりまして、やるかやらないかについて少し時間がかかったところでございますので、今回はこういった証明を受けておられる方は当然のことながら、床上・床下浸水以上の方と、そういった証明がない方に対しても証明できる物ということで、その基準につきましては、やはり罹災証明を発行された所管とどういう定義で床上・床下というものを定義づけて証明を出されたかというのをお聞きしながら対応していきたい。規程等についてはうたっておりません。

以上でございます。

### ○笹井委員

減免するに当たっては、その対象者を規則で定めるんであれば規則ですけど、規則でないにしても何か要綱みたいな物できちんと明文化しないと、私は減免の判断ができないんじゃないかと思うんですが、そういう物はきちっとまとめられる物はないでしょうか。

### ○福島水道事業管理者

全て給水条例35条で対応できるわけでございますが、今後、被災された方が安心、安心というより、こういう措置があるということがわかるような形で内部規程をしっかり精査しながら、今回の減免を参考にしながら内部でつくっていきたいというふうに考え

ております。 以上です。

## ○笹井委員

わかりました。

やはりいろんな申請が市民の人からあって、ここは認められると、ここは認められないという、そこの基準というのは、きちんと市民の人が見てもわかるような明文化された物が必要であるというふうに私は考えますので、ぜひそれを整備してください。

それで、またちょっと市民への周知のほうに戻りますが、罹災された方については証明書、申請書も出てますから、そこが対象なのはわかるんですけど、それ以外の方でも、なくても証明できれば減免対象になると言われました。市の広報で周知をされるというのも聞きましたが、一方で水道局は水道の家庭の使用量というのを当然、毎月毎月把握をしておられるかと思うんですが、この7月の豪雨災害に対して水量が増えた方について個別に、こういう制度がありますから申請してみませんかみたいな御案内をされる予定はありますでしょうか。

## ○宮﨑水道局次長

今のとこ考えておりません。

## ○笹井委員

わかりました。

浸かった人はいっぱいおるけど、一応条件が浸水みたい、浸水というのがあるから、 そこは、そこで一点線引きができておれば私としてはいいのかなとは考えておるところ です。

ただ、やっぱりまあちょっと、質問をそろそろ終わりますけど、やはり今みたいな話がやっぱりそちら側からこういう要件でこういうふうにやりますというのがあって、その上で質疑があるのが私は当然だと思っとるんですけれども、ちょっとそれが今回明らかにはなりましたけれども、一個一個聞いていかないとわからないのかなというのを、ちょっと自分としては結果的には理解はいたしましたけれども、いくつか抱えとるものがあります。

終わります。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質疑

## ○笹井委員

では、1項目ほどお尋ねします。

今回の豪雨災害については、本当、市道、河川だけでなく水道施設も被害がありまして、それに対して担当当局としては迅速な対応をしていただいたというふうに感謝をしております。

市の水道局のホームページを私も見ておりますと、断水の箇所とか復旧の状況見込み あたりが詳細に表示されておりまして大変よかったと思っておるわけですが。

ただ、その前の6月のちょっと、6月でしたか、5月のときの断水に関しては全くそういう表示がなかったと。これは6月議会で一応質疑などはさせていただいたところでございますが、6月に比べてその辺の市民へのお知らせの状況、ホームページへの掲載の状況はどのように変わって、どういうふうな基準でアップされておるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

## ○宮﨑水道局次長

6月におきましての断水では皆さんに大変御迷惑をおかけしたところでございまして、 その後に断水、濁水等の緊急情報の情報の発信のあり方について局内で協議をしたとこ ろでございます。

こういった情報発信につきましては、これまでの方法等に加え、ホームページにトップページに掲載をすることで、より広く周知をしていきたいというふうに改善をしたところでございます。

発信する内容につきましては、断水なのか、濁水なのか、節水のお願いなのか、また、 工事の予定なのかと、そういったものについて、日時、場所、原因、影響範囲、戸数、 現在状況、復旧解消予定、その他注意すべき事項などを記載してお知らせをしたところ でございます、することにしております。

以上でございます。

### ○笹井委員

わかりました。やっぱり時代が変わりまして、今何か本当行政の情報発信、市民が確認したい場合はやっぱり、そうはいってもまずホームページだと思うんです。いろんなフェイスブックとかツイッターとかいうツールを使われている自治体もあるようでございますが、また、受け取り側としてはコンピューターあるいはスマホで検索できるのは市のトップページから担当部局のページが、これが一番わかりやすいし、信頼性もおけると思いますので、このたびの災害状況については水道局さんのほうできちんと表示をされておったということで大変いい対応をしていただいたと思っております。

終わります。

••••••••• 憩••••••

## 3 福祉保健部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第58号 平成30年度光市一般会計補正予算(第4号)〔所管分〕

## 説 明:松村福祉総務課長 ~別紙

## 質 疑

## ○笹井委員

今の説明で三島温泉についてお尋ねをしたいと思います。

7月豪雨の対応で、3日間無料で運営されたということで、この成果は、私は大変喜ばしいものだと考えておりますが、今回の補正予算でその半額の25万円が上がっておるとこでございます。この無料にしたというのは、これは三島温泉を指定管理で管理しておる団体の判断でやられたものなのでしょうか、それとも市の方か、設置者である市の方がそういう判断をされて指定管理の団体にお願いをして実施されたものなんでしょうか。

### ○松村福祉総務課長

説明の中でも少し御紹介いたしましたが、本市がゆーぱーく光の指定管理者である株式会社セイカスポーツさんのほうに依頼をして実施したものでございます。それに応呼していただいたものということでございます。

### ○笹井委員

わかりました。今回、半額の予算が計上されていますけど、無料実施したのは災害直後ですから、そのときに既に半額でやろうという取り決めがあって実施されたのか、それとも1回無料でやってもらって、また後の交渉とか協議でこのたび半額を負担するということになったんでしょうか。

### ○松村福祉総務課長

入浴につきましては、まず無料でやっていただくということを依頼しております。そ の後、協議によって半額ずつ負担するということで調整を行いました。

### ○笹井委員

わかりました。指定管理ですから、そこの施設の管理を公募して委託して今のとこセイカさんに5年間委託されていると思いますが、その委託契約の中には、そういうふうな市の要望を聞くことというような項目があるのか。もしくはそういうのは全然ないけれども、設置者と管理者の間で協議して要綱にはないけど、今回はこういう判断で実施されたのか、要綱にあるのかないのかその辺お尋ねしたいと思います。

### ○松村福祉総務課長

具体的なことについて協定の中には含まれておりません。協定の中で協定に含まれていないことについては双方が協議してということでございますので、その中での協議ということになります。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。双方に協議してというのは必ず委託契約にはついていますんで、そこの部分で協議されて実施されたというふうに理解いたしました。 終わります。

## ○大田委員

9、10ページの保健衛生費で病院事業会計出資金で9,120万円の出資金を病院のほうに出されているんですが、これ今、私の聞き漏らしかもわかりませんが、空調関係の追加工事で出されるために福祉の方で出されるというふうにお聞きしたんですが、工事関係の空調関係で福祉の方で出すんですか。

### ○都野福祉保健部長

病院事業会計の出資というのは、このたびの新築に関しては4分の1を出資金として病院事業会計に出資するというふうになっておりまして、その出す担当が福祉所管の健康増進課が持っております衛生費の予算から出すということでございまして、4分の1が9,120万円なんで、病院事業会計の方では、病院事業会計でこのたび補正予算で3億6,000万円程度が計上されておったと思いますんで、その4分の1を出資債で計上させていただいたということでございます。

以上です。

### ○大田委員

私、勘違いしちょったんですよね。福祉のほうで全部、ほしたら今まで全部出資金は 出しちょったんですかね。

### ○都野福祉保健部長

当初予算においても、病院事業建設に係る一般会計の負担、出資分は衛生費のほうで計上しておりました。

以上です。

### ○大田委員

了解しました。

討 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

## (2) その他 (所管事務調査)

### ○岸本委員

先日の一般質問で、ゆーぱーく光の指定管理者について御質問させていただきました。 今からそこをもう少し、ちょっと掘り下げて聞かさせていただきたいと思います。 ゆーぱーく光の収支を御説明していただければと思います。

## ○松村福祉総務課長

ゆーぱーく光の収支についての御質問でございます。

これまでに6年間の実績がございますけれども、平成29年度分につきまして報告のございました数値でお答えをさせていただきたいと思います。

収入の方が大きく2つに分かれておりまして、利用料金収入いわゆる入浴料と自主事業収入、売店等の売り上げなどでございますが、利用料金収入の方が4,293万円、自主事業収入の方が1,234万円で収入合計が5,528万円。すみません、万円単位で四捨五入しておりますので端数がちょっとあいませんが、お願いします。

それから支出の方が、人件費といたしまして2,612万円、管理費といたしまして3,554万円ですが、主なものといたしましては、光熱水費、電気代・水道代などでございますが、これが1,859万円、それから洗浄や消毒などのメンテナンス費349万円、館の内外の清掃費358万円が管理費の主なものでございます。

それから自主事業費といたしまして、これは売店等の仕入れの費用になりますが938万円で、支出の合計が7,404万円で、収支差し引きがマイナスの1,576万円になっておりますが、これに対しまして指定管理料のほうが1,470万円、市のほうから支出をしておりますので、合計で106万円のマイナスの収支となっております。

29年度収支がマイナスとなりました要因といたしましては、利用者数が少し減少したことであったり、自然冷媒ヒートポンプ給湯器の故障によりまして、ガスによる加温期間があったためなどによるものでございます。なお、ゆーぱーく光の指定管理が開始されました平成24年度から28年度までの収支は、各年度で増減はありますものの毎年黒字でございまして、5年間で約180万円の黒字となっておるところでございます。

以上でございます。

### ○岸本委員

どうもありがとうございました。

赤字が100万円ということで、今から4年間続ければ多分、指定管理者をおりられる んじゃないでしょうか。どうでしょうか。

### ○松村福祉総務課長

今年度は、先ほど申し上げましたように、利用者数の減少等々ございまして、マイナスになっておりますが、それまでの5年間で申し上げますと、黒字での経営ということにもなっております。引き続き、指定管理者さんのほうと連携しながら利用者の増加に努めてはまいりたいと思います。

## ○岸本委員

それと私、一般質問で、レストランとか売店のそういう新しい設備を新設した場合の支出は、市のほうが持つということでしたんですけど、そういう、また、協定もしていないということでしたけど、私、お客様から、ゆーぱーく光の水風呂が1人しか入れなくて狭い、せっかくサウナを利用しても、いいタイミングで水風呂に入らないと意味がないから、よく温泉を利用される方はゆーぱーく光を利用しないんだ。ということを聞いているんですけど、そうした場合、設備を水風呂をちょっと広くする場合、そういった費用というのも、行政が負担されるようになるんでしょうか。

## ○松村福祉総務課長

基本協定の中でリスク分担というものを設けております。20万円を超える部分については市のほうが負担するということになっておりますので、そういった施設の改修等でそういうものがございましたら、基本的には市のほうが対応するということになろうかと思います。

## ○岸本委員

私、一般質問で、設備改修をして、売り上げが上がるものだったら、指定管理者のほうがしたほうがいいんじゃないかというのを言わさせていただいたんですけど、まあ、そのことによって売り上げがあれば指定管理者の利益になりますから、今マイナス100万円ですけど、独立採算、1,400万円の指定管理料がなくても運営できるような体制づくりというのを私は、行政はそのように指定管理者にお話されて、指定管理者もそういうマネジメントができる収益が上がるような方を指定管理者に選んでいくということが私これから大切になっていくんじゃないかと思いますんですけど。

以上です。

### ○笹井委員

ちょっと温泉の話が出ましたので私も引き続いてお尋ねしたいと思います。

まず、今の質問やりとりを聞いていると私的にちょっとお聞きしたいのが、今回、平成29年106万円赤字であったということだったと思いますけど、利用目標、年間何人に対して、結局何人が入って、それでこのような赤字になったのか、ちょっと人数のとこまず教えてください。

### ○松村福祉総務課長

利用者数、毎年毎年の利用者数というのは現状では設けておりませんけれども、開設当初につきましては7万人という目標を設けておりました。実際の利用者数といたしましては、29年度はその7万人を超える10万3,384人の御利用をいただいているところではございますが、当然利用者がふえることによりまして、消耗品であったりとか、使う湯量がふえて電気代等々がかさむというところもございましたことから赤字になっているところでございます。

以上でございます。

# ○笹井委員

利用は好調のようで、29年度赤字が出た原因については、さっき説明がありましたので、そこは理解しておるところでございます。まあ、29年度の特殊要因がなければ黒字だったんではないかなと、まあ自分なりの認識は持っておるわけですが。

そこでちょっとまた、お尋ねしますが、三島温泉の送迎バスの乗車状況が今年度の途中から実施されておると思います。まあ、年間出したトータルはまた来年の決算でお聞きしますけど、とりあえず現況、三島温泉送迎バスの乗車の状況はどのような数字でしょうか。

### ○中邑福祉保健部次長

- 8月に事業を開始しました高齢者福祉送迎事業の件の御質問だと思います。
- 8月から事業を開始しまして、8月の利用実績で申し上げますと、発着地点の東部憩いの家発の利用者が月で4人、西部憩いの家発の利用者が13人、大和コミュニティセンター利用者はゼロ人、計17人の利用となっているとこでございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

これまあ月でということにすると1便当たりにすると、まあ当然もっと少なくなるわけですが、これはあらかじめ申込みがあったときに運行するというふうに私は認識しておったんですけど、それでよろしいのか、あるいは行ったけれどもゼロ、全くお客がいなかったというような事例もあるんでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

運行については、曜日と時間を決めてダイヤで運行しております。東部憩いの家、西部憩いの家、大和コミュニティセンターがそれぞれがゼロ人だったという日もございます。

### ○笹井委員

すみません。私の認識が間違っていました。だから、曜日を決めて基本的には定時に動いておると。この数字ということは、もう乗車率みたいなのが、乗車率というか、まあ結局ゼロ人だった割合、全運行便の中でゼロ人、空だった割合というのはどんぐらい

になるかというそういう数字は出ますか。

## ○中邑福祉保健部次長

運行が毎週水曜日・木曜日にしておりますので、8月で申し上げますと延べで10日、 3発着地点全てにおいてゼロ人だった日が3日ございます。

以上です。

## ○笹井委員

日にちでいうと10日運行して全部がゼロだった日が3日あるから、日にちでいうと空振りの日が3割あったという理解で、でももうちょっと便数でいうとどうなるんですかね。大和はゼロ便だから要は100%全便ゼロだったという理解ですが、同じような計算で東部と西部は結局月に何便出したうち、結局どれぐらい乗っとったのかという数字が出ますでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

東部が10日のうち利用があったのが3日です。西部が利用があった日が7日でございます。

## ○笹井委員

わかりました。まあ、それで見ると西部は逆に7割、便数に対して7割の日で乗っていると、人数的には恐らく1人か2人なんだろうなとは思いますが、利用率についてはわかりました。

現行の体制でこれ、いつまでやられるんですかね。大和は本当一月やってゼロだった。 もうちょっとやってみないとわからないところもあるかとは思いますが、今の東部・西 部・大和を運行される。これは現行いつまでやるんですか。3月末までこのとおりでや るんでしょうか。

### ○中邑福祉保健部次長

今時点、先のことは決めておりません。今、予定としては3月まではこのダイヤで、 ただ、途中でいろいろ利用者のアンケート調査もとってみたいと考えております。それ によって、運行曜日であったりとか時間的なものを可能な範囲で見直しは考えていると ころでございます。

### ○笹井委員

今まだ一月とちょっとですけれども、まあ、二、三カ月やってゼロであれば、それ以降もやらせるというのは、何たるお役所仕事というような、また指摘にもなるかと思いますので、ある段階で利用が全くないところは当然見直していかないと、行政というのは一体何をやっておるんだということにもなるかと思います。

それで、この送迎バスの予算的には説明は受けたと思いますけど、もう一回確認です

が、車はどこの持ち物なのか、そして運転している人が誰で、その運行の経費、ガス代 とかはどっから出ているのか、ちょっともう一回御説明お願いします。

## ○中邑福祉保健部次長

まず、車の所有は市の所有でございます。事業につきましては、ゆーぱーく光の指定 管理者でありますセイカスポーツセンターに事業委託をしております。かかる経費の燃 料費・維持費・車両整備費とか、それと運転手の人件費等を委託料に含んでいるとこで ございます。

### ○笹井委員

わかりました。だから、指定管理を受けている側としては、手出しがない、車は市のものだし、人件費も燃料費も整備分は市のほうから委託が出ておるということで、事業主体的には、まあ、とりあえず乗っていなくても懐は痛まないという、一応そういうことという認識はいたしました。

今回9月議会でお尋ねしますが、この件、また12月でもお尋ねしたいと思いますし、利用実態に応じた見直しが適当な時期でされておることを期待いたします。

終わります。

## ○笹井委員

じゃ、今度ちょっと項目を全く変えてお尋ねをするとこでございます。

まず、災害救助法について、これ本会議でも同僚議員が質問しましたが、これ、所管はまずこちらの福祉保健部でよろしいでしょうか。

### ○松村福祉総務課長

福祉保健部の所管で結構でございます。

### ○笹井委員

わかりました。今回本会議での同僚議員の質問では、災害救助法の適用の可否について、その経緯なんかも含めて答弁があったわけですが、ちょっと私、まだ勉強不足でわからなかったことがありますのでお聞きしますが、災害救助法が適用されればどういうことができるのか、そして今回適用にならなかった理由についてちょっとお聞かせください。

### ○松村福祉総務課長

災害救助法の適用によってどのような事業ができるのか、また適用にならなかった経 緯等についてのお尋ねでございます。

まず、適用されればどのような事業ができるのかということでございますが、災害救助法の適用によって、新たな事業ができるというものではございません。災害救助法におきましては、その目的を災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社

会の秩序の保全を図ることと条文の中で規定されており、発災後に継続して行われる救助に対する支援が行われるものでございます。

対象となります救助の種類につきましても法に定めがありまして、避難所及び応急仮設住宅の供与や炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、被服・寝具・その他の生活必需品の給与または貸与、医療及び出産、被災者の救出、埋葬などの10項目が示されております。

法が適用された場合には、これらの救助につきまして都道府県が対応し費用も負担することとなりますが、おおむねの場合、対応につきましては、市町村との協議によって 当該市町村に委任されるということが一般的でございます。

費用につきましては、例えばでございますが、避難所の設置の場合には、災害発生から7日以内の避難所の運営に係る消耗品や借り上げ料などに対しまして、1人1日当たり320円以内であったり、炊き出しその他による食品の供与の場合に、同じく7日以内で主食費・燃料代・器具等の借り上げ料等に対して1人1日当たり1,140円以内などと定めがございます。

なお、事業ではございませんが、都道府県知事が必要があると認める場合には、医療や土木工事関係者を救助に関する業務に従事させることができるとする規定や、病院・診療所・旅館等の施設を管理したり、物資の生産、販売、輸送等を行うものに対して、その取り扱う物資の保管を命じたり、収容することができること。また、電気通信事業者の事業用の電気通信設備を優先的に使用できるとした規定などがございます。

それと、適用とならない理由と交渉経費についてでございますが、一般質問での部長のお答えと重複いたしますが、改めて御説明をさせていただきます。

災害救助法の適用につきましては、同法第2条に都道府県知事が政令で定める程度の 災害により被害を受け、現に救助を必要とするものに対してこれを行うと規定されており、人口5万人以上10万人未満の市町村においては、80世帯以上の住家が滅失している ことが要件の一つとなっております。なお、この滅失している世帯の換算に当たりましては、住家の半壊の場合には2世帯をもって、床上浸水等の場合は3世帯をもって滅失した住家1世帯とみなすと読みかえ規定が明記されているところでございます。

本市におきましては、内閣府が示している災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づいて、被害認定の判定作業に着手いたしましたが、この指針による水害の被害認定では、越流や堤防決壊による水流、瓦れきの衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうした損傷が発生していない場合では、認定基準が異なり、このたびの被災住宅の多くがそうでありましたような壁や窓の損傷が無い場合には、一定以上の損傷が発生していない場合の認定基準となり、床上浸水の場合は30cmまでの場合、住家の損害は半壊に至らないとの判断していたところでございます。

こうした中、災害救助法の適用に当たっての期限はございませんものの、内閣府からの通知で発災後1週間を目安として適用の判断をされるとのことでございましたが、7月13日の時点では半壊3軒、床上浸水152軒で基準には達していなかったものでございます。しかしながら、判定作業に着手した矢先の7月15日に内閣府から平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査、一次調査の効率化・迅速化に係る留意事項についてが

発せられました。この通知では、各地で極めて甚大な被害が発生していることを踏まえ、水害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するため、堤防決壊等により浸水したエリアは外力が作用し、一定以上の損害が生じているものとみなす認定基準の緩和が図られたところでございます。

これにより、浸水被害については、一律に床上浸水1.8m以上の場合は住家の損害は全壊、床上浸水が1m以上1.8m未満の場合は大規模半壊、床上浸水1m未満の場合は半壊、床下浸水の場合は半壊に至らないと、判定することで調査を再開いたしたところでございます。

本市では、この通知に基づく罹災証明申請に係る被害調査において、災害救助法施行令で定める全壊80世帯以上に到達する見込みでありましたことから、県に問い合わせたところ、災害救助法に定める救助、先ほど申し上げました10項目になりますが、こちらが継続されていないとのことでございました。その後、内閣府のホームページにおいて、7月31日に新たに災害救助法の適用を受けたとの記者発表がありましたため、再度、県と災害救助法の適用の協議をいたしましたが、前回と同様に救助の基準に該当しないとのことでございました。

以上でございます。

### ○笹井委員

わかりました。大分流れはわかってきましたけど、結局、全壊80棟に該当するかどうかの数の部分については7月15日の緩和要件で見たときは、その段階の数字では数は該当するけれども、救助が行われていないという、そっちのほうで結局対象にならないという判断でよろしいんでしょうか。それとも、数に対してもその段階では対象にならないという判断だったんでしょうか。

### ○松村福祉総務課長

7月15日現在では、まだ調査が大きく進んでおりませんでしたことから、その時点におきましても数は達しておりませんでした。その後、調査を進める中で、数が達しそうだということで、県のほうに確認をした段階では救助が行われていないという状況であったことから、そういった判断になったものでございます。

## ○笹井委員

一応わかりました。7月15日の段階では数が達していないけど、31日の段階では達しておったと、ただし、救助が行われていないということをもって、対象外という、この判断というのは7月15でも7月31日でも変わらないんでしょうか。

### ○松村福祉総務課長

基本的には、同じだと思います。ただ、実際に県と協議する中でのお話ではございますけれども、避難された方に対して避難所の提供であったりというのも、一部で長期に 1週間程度にわたってというとこはございましたが、それ以外の方は皆、避難所から退 所されているということであったりとか、特別な手法を用いて食品等の供与が行われて いたというような状況ではないということで、県のほうから説明を受けたところでござ います。

## ○笹井委員

要件の数については、全壊80軒相当と、これはまあそこに至るまでの基準は若干の緩和はあったようですけど、ここは国の説明も含めて理解をいたしました。

もう一方の、救助がされていないという部分について、それ、基準の要綱上、どのような状態であれば救助が継続されちょる、どのような状態じゃから救助が継続されていないという、そこの確たる基準というのがありますでしょうか。

## ○松村福祉総務課長

県の方にも問い合わせましたけれども、どの程度されていればというような数値的な 明確な基準というのはないということでございました。

## ○笹井委員

ちなみに、7月15日段階では、避難者というのがおったのかおられないのか、あるいは7月31日段階では、おったのかおられないのか、わかりますでしょうか。

## ○松村福祉総務課長

7月15日現在では、数名の方が避難されていたというふうに記憶しております。7月31日段階では、避難者はいなかったと思います。 以上です。

#### ○笹井委員

これについて、県に照会したというのは、これはやっぱり電話で照会するわけでしょうか、それともきちんと公文をもってやりとりをされるんでしょうか。

## ○松村福祉総務課長

電話での確認でございます。

### ○笹井委員

災害直後で、国がまた基準をいろいろ緩和してくれるのはありがたいんですけど、そのたびに数え直さなければいけないという大変な状況の中での作業だったと思います。ただ、そこは結果的ではあるけど、すっきりさせてほしいんです。今の話を聞くと、7月15日は避難者がおったと、そっちはクリアされていたのかな。でも、建物のほうはその段階では数が達していないと。今度31日の段階では建物はクリアされたけど、今度は避難者がいないということであると、何かタイムラグで採択されなかったようにも思えるわけですが、結局もう振り返りになりますけれども、この光市の事案については、災

害救助法の適応に結果はなっていなかったんですけど、できる可能性があったのか、それとも今から考えてみたらやっぱり県の言うとおりいろんな項目で達していないからだめだったのか、そこは分析というか認識というのは、持っておられますでしょうか。

## ○松村福祉総務課長

現状では、そういった分析とかというようなこともしておりませんので、今お答えするのは困難でございますけれども、少しそういったあたりの視点から、今回の事象について検討はしてみたいと思います。

## ○笹井委員

結果は、まあ確かにもう時期も時期ですし、国が緩和した上で確かに引っかからなところ、災害救助という法の名称から考えると現時点でそこを議論するのは、もうその段階はほとんど終わっている時期なのかなあとは認識いたしておりますが、ただ、この制度であれば、よそは対応できて、光市では対応できないという部分というのが差が出てきたのかなと思っています。

ちょっと制度のとこで、さっき1個説明がありました制度適用だったら、土木工事関係者を現地に入れることができるという説明があったと思いますが、これは、災害救助法の適用になったら、土木の業者さんに現場に入ってもらって土をかき出してもらって、その分が県のお金で手当されると、そういうことがこの制度上適用になれば可能であったという解釈でよろしいでしょうか。

## ○松村福祉総務課長

この災害救助法につきましては、あくまでも応急対応ということで、大規模な土砂災害、土砂の撤去というものまで想定したものではございません。家の中に入れるように家の出入り口付近の流木であったりとか石であったりとかを撤去したりというような範疇が、災害救助法の範疇になりますので、もし、土木作業員さんに入っていただくとしてもその範疇のことということになろうかと思います。

### ○笹井委員

まあ、それなりの基準があるでしょうから、さっきこの災害救助法の適用になると、 1人当たり何円までという基準がありましたが、その範囲においては、10分の10、全額 県費で支援できるというそういう制度なんですか、それとも2分の1とか市の負担があ るんでしょうか。

### ○松村福祉総務課長

基本的には、県が10分の10対応するんですけども、規模が大きくなった場合に、国等の援助があるというような制度の内容になっております。

以上でございます。

## ○笹井委員

はい、わかりました。一応、流れについて、私なりに理解はしました。 終わります。

## ○大田委員

議会に、三輪老人憩いの家の浄化槽設置の要望について地域から要望書が提出されました。議会運営委員会では、要望内容を整理しました文書内容が配付されておりますが、文書表に基づき執行部の皆様に正してみたいと思っております。

委員長、文書表を配付したいと思いますが、資料として委員の皆様にお配りすること の許可を求めます。

## ○委員長

文書表の配付につきまして、文書表を資料として皆さんにお配りしてもよろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○委員長

それでは、文書表配付について、委員長としてこれを許可いたします。 ここで、着座のまま休憩し、文書表を配付させます。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

## ○大田委員

それでは、要望書を読まさせていただきます。

陳情の趣旨として、三輪老人憩いの家については、地域交流や学びの場として1年を通じて多くの住民が会議などで利用しております。しかしながら、ここ数年トイレの悪臭が懸念されており、特に夏場はその臭気により集会などに支障を来たすようになっており、多くの利用者から浄化槽設置を求める声が集まったことから、このたび、トイレ浄化槽の設置をお願いするものであります。

という要望書が出ております。それでこの要望について、いろいろ質問したいと思いますが、よろしくお願いします。

まず、現在、大和地区には、老人憩いの家または老人作業の家が計11カ所あります。 その中で、水洗便所にされている便所が2カ所あります。他の9カ所は俗にボットン便 所で、要望内容にありますように、臭気が強烈に漂ってきます。また特に不衛生でもあ ります。そのことを執行部はどのように思っておられるのでしょうか、お聞きします。

### ○中邑福祉保健部次長

大和の老人憩いの家につきましては、公共施設等総合管理計画においても今後の方向 を示させていただいておりますけれども、地域の集会所的な利用状況もございますので、 旧光市の自治会集会所のあり方を踏まえ、地元への譲渡あるいはせんだっての議会の一 般質問でも部長のほうからお答えをさせていただいておりますが、それぞれの施設が既 に耐用年数も過ぎておりますので、除却ということも視野に入れて、今後検討をする方 向ということを示させていただいているとこでございます。

## ○大田委員

集会所的な役割も担っているということで、地域の利用状況、よく皆さん使われておるんですが、除却という考えも持っておられるというようなことを今言われたんですが、その除却とか、また地域に譲るとか言われたんですが、それは、そういう説明は地域の人に現在されておられるんでしょうか、どうでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

今のところまだ、地域のほうと具体的な協議あるいは説明等は行っていないとこでございます。

以上でございます。

## ○大田委員

話をされていないということですから、まだそのままの状態で行かれるものと思っております。それに伴って、随分の方が使っておられると思うんです、老人憩いの家は。それで、第二老人憩いの家は何人ぐらいの方が今使用されておられるんでしょうか。また、他の10カ所も使用人数を教えていただければと思います。

## ○中邑福祉保健部次長

利用者の数の御質問でございます。

まず、今回の第二老人憩いの家につきましては、29年度の利用者数で申し上げますと延べで443名の方が利用をされておられます。あと、それぞれ施設ごとに説明をさせていただきます。

まず、岩田第一老人憩いの家が同じく延べ人数ですけども333名、続きまして、岩田第二老人憩いの家269名、岩田老人作業所373名、三輪第一老人憩いの家145名、次に、三輪第三老人憩いの家343名、塩田佐田の老人憩いの家790名、塩田石城作業所年間で3名、東荷第一54名、東荷第二50名、東荷老人作業所74名、以上、平成29年度の延べの利用者数でございます。

## ○大田委員

このたび、三輪老人第二憩いの家については、浄化槽でやっていただきたいという要望が出されておったんですが、まあ、これから見ると結構な人間が利用されておると思うんですよ。今から除去処分または地域のところに使ってもらうというような考えでおられるんですが、そこんところで、いつごろ皆さんにお渡しするのとか、またそれがなかったら除去処分するのか、ということと、それでその除去処分、またはお渡しするのであれば、今の便所ではもらっても、もし地元がもらっても大変だろうと思うんですよ

ね、浄化槽にするのは。それを浄化槽にして地元の人にお渡しするという考えはないのでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

今、引き渡しの時期はいつごろ考えておられるかという御質問でございますけども、 大変申しわけないんですけども、まだ、詳細な整理が済んでおりませんので、今時点い つごろ譲渡あるいは除却ということはちょっとお答えが難しゅうございます。あわせて、 じゃあ、引き渡しの場合でもどこまで補修等をされて引き渡す考えがあるのかというこ とにつきましても、現在まだ整理が済んでおりませんので、今時点お答えが難しいとこ でございます。

以上でございます。

## ○大田委員

今、予定が立っていないと、極端にいうたら来年除去するかもわからないし、10年先に除去するかもわからないというような解釈としてはなるわけですよ。まあ、来年除去する場合であったら、今のままでもいいだろうと思うんですが、例えば10年先、15年先に除去する場合であったら、その間、使用されるわけですいね。それだったら、使用される間、そのような不衛生なに臭いがするとこじゃったら、住民も使いにくいだろうと思うんですよ。だから、なるだけ早く浄化槽装置を設置されたらと思うんですが、そのような考えはないでしょうか。

### ○中邑福祉保健部次長

繰り返しで大変申しわけないんですけども、今時点は詳細な整理が済んでおりません ので先のことについては明確なお答えが困難なところではございますけども、いずれに いたしましても、地域の方の御意見をお伺いしながら進めていきたいと考えております。 以上でございます。

### ○大田委員

まあ今、私が聞いても答弁は全く同じなんです。計画していないからできませんよと、そういうような答弁ですが、本件に関して63名もの連署で、また地元の方が持参されて提出されたものでありますから、私は大変重たいものだと認識しておるわけですよ。私はこの機会に委員の皆さんのお考えをお伺いして、私自身のこの件についてもっと理解を深めたいと思っておるんですが、ここで委員間同士の議員討議など行えるように采配していただけないでしょうか。

また、皆さんがまだ質問があるんじゃったら、お先にお願いします。

### ○笹井委員

では、今回、陳情が出てきました老人憩いの家につきまして、私も執行部にちょっと聞いてみたいことがありますので、お尋ねしたいと思います。

まず、利用の状況ですが、今11施設の年間の利用の人数は教えていただきましたけど、これ、利用の人数ではなくて、利用の日数もしくは1団体が利用した1回と数えた場合の利用の回数というのは、今の11施設そういった数字がわかりますでしょうか。わかれば教えていただきたいんですが。

### ○中邑福祉保健部次長

具体的回数については、詳細な資料がございませんけども、利用のあった月、利用のない月等で申し上げますと、ほぼ毎月利用がある施設については、11施設中7施設、申しわけございません、29年度で御説明させていただきます。年に三月ほどの利用があった施設が2施設、年に二月利用のあった施設が1施設、年に一月だけの利用が1施設。

## ○笹井委員

これ、利用の月報なり年報なり、利用の報告というのは受けておるのでしょうか。私が普通ほかの公共施設を考えますに、何回利用で何人利用というのは、年報なり月報なりで普通にそういう回数についても集計できるようになっておる報告書式がほとんどだと思うんですが、この施設、老人憩いの家については、そういう回数については、年間何回利用したとか、月間何回利用したというものは、把握はできないんでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

詳細な今資料は持ち合わせておりません。申しわけございませんけど、施設によっては、こちらのほうから口頭等で確認しておる施設もあるとこでございますし、施設のほうから報告書が上がっている施設もあるといった状況でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。今回、陳情書も出ておることでございますし、この件はちょっと改めて実態を把握したいと思います。ちょっと29年度の利用実績であれば、また決算委員会などで問える機会はあると思いますが、問われたときにぜひこの何回利用したのか何日利用しておるのかについて、私としてはお聞きしたいと思いますので、御準備のほうよろしくお願いいたします。

これもちょっと一応お尋ねします。答えは出てこないと思いますが、老人憩いの家でございますので、老人の憩いのための利用が主目的なのは当然だと思うんですが、この主目的に合致している利用は、全体の利用のうちどれぐらいあるのか、まあ、これも恐らく一応ちょっとそれがわかるかわからないか、お答えください。

### ○中邑福祉保健部次長

各施設によって、利用状況の差がございますけれども、老人クラブあるいは老人者の利用としては、どの施設もおおむね割合的には半分以上の施設がほとんどでございます。中には、いわゆる自治会としてのみの利用といった施設も2施設ございます。

### ○笹井委員

そこもお尋ねしようと思ったわけですけど、一応自治会の利用とかも、あるいは子ども会の利用とかがあったとしたら、それは一応利用できないわけじゃないけど、本来業務、老人憩いの家の本来業務からすると、自治会利用というのは本来業務ではないという理解でよろしいのか。そして今、2施設そういう利用だけ、本来業務じゃないところがあるというふうにちょっと私は聞いたんですけど、それはもう老人施設というのはどういうことなんでしょうか。自治会だけの利用だけで年間全て利用が終わっておる施設ということになるんでしょうか。

### ○中邑福祉保健部次長

年度によって若干の違いがあるかわかりませんけども今、年度においては自治会のみの使用しかないといった施設もあるというところでございます。

## ○笹井委員

わかりました。この老人憩いの家の、これは市の施設、市有の施設ということであろうかと思います。その運営経費というのは、どこが負担しているのか、あるいは何にどれだけ支出しているのでしょうか。運営するとなれば、電気代・上下水道代、それから清掃は外部の人か利用者の人がしているのかわかりませんけれども清掃、それから鍵の管理などはどなたか管理人がおられるのかなと思いますが、そこの負担と、何にどれだけ支出しているのか、11施設ありますけど、まあ、標準的なケースで結構ですが、教えてください。

### ○中邑福祉保健部次長

維持管理費についての御質問でございます。

まず、鍵管理につきましては、地域のほうで管理をしていただいております。これは特に委託の契約を交わしているものではありません。地区のほうで管理をしていただいているところでございます。

あと、光熱水費あるいはガス・灯油等の燃料費あるいは電球交換とか、そういった消耗品関係の費用につきましては、これは市のほうで負担をしているとこでございます。

29年度の見込み値で申し上げますと、この11施設全体の維持管理経費が約25万1,000 円でございます。年度によって若干修繕費等で数字は多かったり少なかったりするところがございます。

以上でございます。

### ○笹井委員

年度によって工事が入るか入らないかで違うとは思いますが、今11施設で29年度は25万円ということは、まあ、大ざっぱに考えて1施設の維持管理費で市が負担する分は1施設2万円と、大体そんな感じで理解してよろしいでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

通常の係る維持管理経費、光熱費であるかとか燃料費であるとか消耗品については大きな差はないかと思います。ただ、年によって修繕、エアコンが壊れたとか、そういった場合には、年によって施設に差があろうかと思います。

以上でございます。

## ○笹井委員

ここはわかっちょることで確認ですけど、利用料金制とかは一切取っていなくて利用者からお金を取るようなシステムはないということでよろしいのか、また利用者側の義務としては今鍵の管理は地域でということですから、きちんと地域で防犯管理するということですが、清掃などもこれもお金は発生しないけれども、地域でやってもらうというのが前提になっておるんでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

清掃等については利用者のほうで清掃管理をしていただいております。利用料金については無料でございます。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。

それでは、ちょっと過去にさかのぼって聞きますが、今のお話ですと老人憩いの家が実質的に自治会館であると、自治会だけの利用しかないというのが、まあ、今の報告ですと私の認識では2施設と。あと他の施設でも大体半分は老人憩いの家のためというよりも自治会の行事関係で利用があるのかなと認識しておるところですが、この老人憩いの家を自治会館として自治会に移管する考え方がないのか、まあ、さっきの先行議員の質問でまだ検討はされていない。具体的な話はないということはお聞きましたが、過去についてもこういった移管についての検討はされなかったんでしょうか。特に合併のときには、旧光市、旧大和町が持っている施設とか、使用、制度について一個一個項目の確認があったと思いますが、こういう段階で移管についての検討はされなかったのでしょうか。

### ○中邑福祉保健部次長

具体的に地域への譲渡等についてお示しをさせていただいたのは、29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画でお示しをさせていただいたのが最初でございます。

### ○笹井委員

わかりました。公共施設等総合管理計画もしくは公共施設の統廃合などは、私も結構 長い期間をもって質問をしてきておりますし、具体的に市としても書類というか計画で 動いたのは29年3月からというふうに理解をいたしました。 今現在、まだ地元に話をしていないということでございまして、私は地元に話をしていないことのほうが、来年いきなり除却になるとはちっとも思っていませんので、それなりの時間をかけてきちんと検討をされることだとは思っていますが、ただ、どっかで検討が始まらないと、そしてまた始まれば当然地域住民への移行の照会などは当然ないといけないと思っていますので、そこについては、何もないとすぐになるんではないかと心配される方もおっても仕方がないと思いますので、今後はある程度の段取りを提示した上で取り組んでいっていただければと思っております。

そしてもう一つ聞きますが、今、自治会館に移行することについて、まあ、そういう可能性としてはどうも選択肢としては挙げられると思うんですが、今現在目に見える動きがないのも理解しましたが、例えば、自治会館になった場合、なってから整備をした場合は、その際の事業費の補助率とか地元の負担割合というのが、現法制度では幾らになるんでしょうか。

## ○中邑福祉保健部次長

他部局の事業ではありますけども、自治会集会所等の新築・増改築あるいは補修等に対しては、かかった経費の一部を補助する制度がございます。この制度では、増改築とか補修の場合につきましては、上限額等はございますけども、3分の1を市の補助、3分の2が管理者のほうの負担という内容になっております。

以上でございます。

### ○笹井委員

わかりました。これの実施状況とかについては、担当部局がありますので、そっちのほうで何とか明らかにして、また私としても勉強していきたいというふうに思います。 とりあえず、質問終わります。

••••••••• 憩••••••

### ○大田委員

休憩中、議員間討議を行いまして、大体このたびの大和地域にある老人憩いの家というものがいかにどのように使われているかとか、実態をどのようになっているかというのを今から利用実態など調査して、それからもう一遍皆さんの意見を調整しまして、いろんな報告または質問をしていきたいと思っております。

### 4 環境関係分

(1) その他(所管事務調査)

## 質 疑

### ○笹井委員

それでは、環境部所管、いくつかの課にまたがりますが、ある程度一課一課押さえていきたいと思います。

まずちょっとじゃあ、し尿のほうから行きたいと思いますが、本会議でもある程度は 理解はいたしておりますが、現状認識の把握のためにお尋ねします。

深山浄苑の現状はどのようになっているのか。そして今現在、し尿はどこでどのよう に処理されているのか教えてください。

# ○中本深山浄苑長

まず初めに、深山浄苑の現状はという質問でございますが、脱窒素・硝化菌いわゆる 微生物が死滅することから、施設の停止工程に入っているところでございます。

また、この作業に加え、機器の維持、点検や施設周辺の環境保全にも努めているところでございます。

以上でございます。

## ○笹井委員

ちょっと質問の回答が残っているような気がしますが、現在、し尿は今、光市内で発生したし尿、今まで深山浄苑で処理されちょったものは、今現在、どこでどのように処理されていますでしょうか。

### ○中本深山浄苑長

し尿は、どこでどのように処理されているかという御質問でございますが、し尿につきましては、下松市のし尿処理施設で前処理を行い、希釈後、同下水道浄化センターで処理を行っているところでございます。浄化槽汚泥につきましては、山口県周南流域浄化センターへ搬入しているところでございます。

以上でございます。

### ○笹井委員

わかりました。私ども素人だからもうさっぱりわからずにちょっと質問をしますが、 そのし尿については、光市エリア内にあります県の下水道浄化センターでは処理できな いんでしょうか。

### ○中本深山浄苑長

内容物がし尿のほうは濃いいので、県のほうの浄化センターではちょっと処理が難しいということで、下松のほうで処理を行っていただいております。

以上です。

## ○笹井委員

わかりました。私もそれほど詳しくないんですけど、他県・他市の流域下水道、まあ、下水道浄化センターではその施設の中にバキュームでくみ取ったし尿を入れて、そこで一緒に処理されておるという例もあると、私自身ちょっと余り詳しくないんですけど、そんな話も聞いたことがあるんですけれども、実際に、他県・他市ではそのバキュームカーが管路を使った下水処理センターに持ち込んで処理されている例があるのか、例があるとしたらそこはどういう工程か何かが必要になるんでしょうか。

## ○中本深山浄苑長

例はございません。いわゆる前処理で夾雑物、中のごみを取りまして、ある程度5倍から25倍の間に希釈した物でないと下水道では処理できないようになっております。 以上です。

## ○笹井委員

わかりました。何分ちょっと私も不勉強なところなんで随分勉強になりました。そして、このし尿処理の深山浄苑し尿処理の今後の見通しというのがありましたら教えてください。

### ○中本深山浄苑長

し尿処理の今後の見通しはという御質問でございますが、被害箇所の山口県の治山事業完了により、搬入路の通行が可能となった段階で速やかに施設の再稼働を行うところでございます。

以上でございます。

### ○笹井委員

これは聞いても答えられないのかもしれませんけど、その搬入路の復旧というのは、いつ頃というそういう見込みとかめどというのは立っておるんでしょうか。

## ○中本深山浄苑長

未定でございます。

### ○笹井委員

現状は理解いたしました。いろいろ懸案の多いことも理解いたしました。 では、ちょっと次の課に参ります。

下水のほうに参りますが、今回、7月豪雨があったわけですけど、市内で下水道のマンホールから汚水が吹き出した事例があるというふうに、ちょっとまたすみません、又聞きで申しわけないんですけど、そんな事例があるのではないかという話を聞きました

んでお尋ねしますが、マンホールから下水・汚水が吹き出した事例というのはあるんで しょうか。あれば、その原因というのは何でしょうか。

## ○山本下水道技術担当課長

今回の水害により、下水道マンホールから汚水が噴出した事例についての御質問でございますが、この災害においては、警戒本部体制移行後、職員による下水道施設に対するパトロールを継続的に実施し、そうした中で、浅江出張所の交差点及び島田2丁目のマンホールにおいて流出を確認しております。また、その他の箇所につきましても、確認に努めたところでございますが、夜間、浸水が進行する状況でありましたことから、正確な箇所の特定にまでは至っておりません。

原因につきましては、委員御承知のとおり、本市の下水道管を流れる水は浄化センターでポンプによりくみ上げられ処理されております。今回の災害では、雨量の増加とともに、浄化センターへの流入水量がポンプのくみ上げ能力を超えるまでに増大し、その結果、地盤の低い場所に位置する流域幹線管渠やマンホール内の水位が次第に上昇しているとの状況報告を流域の浄化センターから随時受けたところでございます。このことからもマンホールからの汚水の流出は、豪雨により一時的に多量の雨水が下水道管内に侵入したことが原因と推測されております。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。何箇所かそういうのがあるんだなあと本当いろいろ私らも直に見ていないですけれども、改めて状況は認識いたしました。

ただ、ちょっと私も理解不足というか、理屈がよくわからんので教えてほしいんですけど、光の下水道は雨水と汚水は別で、雨水は基本的に対応していない、汚水だけの対応だというふうに理解しちょったんですけど、そこに雨水がいっぱい入るというのは、大体どういう原因が考えられるんでしょうか。

### ○山本下水道技術担当課長

原因の特定まではできていないんですが、一般的に申しますと、マンホールにはふたがございます。このすき間や管が破損してひび割れがしているような場合は、雨水が浸透してこれに入っていくというふうに理解しております。

以上でございます。

### ○笹井委員

管にひびがあって雨水が流入するって、逆に管にひびがあったら汚水も漏れるんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか、それはまあまあ理屈の中で想定論でそういうふうに言われているのか、それとも実際の現地がやっぱりそういう箇所が把握されちょるんでしょうか。

## ○山本下水道技術担当課長

先ほど申しましたひび割れの件ですが、一般論でございまして、特にここがというと ころは認識しておりません。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。今回、地区全体が水につかったとこもありますし、そういうとこにマンホールの立て坑でもあれば、確かにそれは水が入るのかなあというふうな理解はいたしました。

これは、先ほどの説明で流域の方でポンプでくみ上げているんだよと、それ以上に水が入ってきたんだよということになっていますが、そういうふうな状態になるともう、どうなんですか、全部下水道管は詰まって動かなくなるんでしょうか。例えば、今回、各家庭の排水とかトイレ水が流れなくなったという、各家庭レベルでのそういう逆流とか水詰まりみたいなものはあったんでしょうか。

## ○山本下水道技術担当課長

先ほど申しましたように、ポンプの排水能力を超えた水が来た場合でございますが、 ポンプで排水しておるので、流れがとまるということはございませんが、上流に少しず つ汚水がたまって水位が上がっていくと考えられます。

先ほど申されました宅内排水の排水不良ですが、その結果、宅内排水の不良が起きた と推測しております。

以上でございます。

### ○笹井委員

宅内排水の不用が起きたというそれを把握されておるということですけど、大体エリア的にはそれはどのエリアで何件ぐらいというのがわかりますでしょうか。

### ○山本下水道技術担当課長

エリアでございますと、浅江地区・島田地区でございます。実際の件数というのは把握まではできておりませんが、下水道課に寄せられた電話等による問い合わせでは、合計で延べ52件ございました。

以上でございます。

### ○笹井委員

わかりました。私どもも今回の被害資料などを見て、今回の被害の大きさというのを自分なりに勉強しておったとこでございますが、すみません、今回52件そういう結構な家庭内での被害があったというのを改めて強く認識したところでございます。これについては特に行政的な対応あるいは補償あるいは料金の減免みたいなものは、そういう対応というのは考えておられますでしょうか。

## ○山本下水道技術担当課長

宅内排水不良に関しての補償等は、今のところ考えてはおりません。 以上でございます。

### ○笹井委員

まあ、個々で見る部分と市で見る部分の原則的な考え方というのもあろうかとは思います。現状については把握をいたしました。

では今度、ちょっと所管が変わりまして、二質問あるんですけど、環境課になるかな。 国の環境省所管の補助金で災害復旧、土砂の流入について対応できるものはどのよう なものがあるのでしょうか。そして、この事業というのは、光市では導入しないのでしょうか。

## ○小山環境事業課長

環境省の補助金は、災害等廃棄物処理事業でありますので、土砂については対象外となっております。ということで、光市においては、この環境省の補助金、災害等廃棄物処理事業の中では、実施はいたしません。

以上です。

## ○笹井委員

今、土砂は対象外ということですけど、県内・他市とかあるいは他県でもいいんですけど、導入されておるような自治体というのはありますでしょうか。

### ○小山環境事業課長

土砂については把握はしておりません。

### ○笹井委員

わかりました。環境省所管の事業は、まあ、光市ではないし、土砂は把握していないということですけど、実際、新聞報道等を見ますと、広島県や岡山県では公費で土砂の撤去あるいは建物の撤去など対応されておる事例があると思います。これは今回、関係している陳情なども出ていますんで、私なりにも勉強しておりますが、他県・他市で導入しちょるような土砂・建物の撤去についての補助事業については、光市では現状ないという、こういう理解でよろしいでしょうか。

### ○小山環境事業課長

被災建物の公費による撤去等につきましては、撤去を行う上での判断基準の一例といたしまして、損壊家屋等があることにより、復旧・復興の妨げとなる。あるいは、二次災害が想定されるなど、早急に倒壊家屋等の撤去が必要な場合、市が公費解体等を実施するか判断しなければならないと思っております。

本市の場合、今のところ、このような判断基準の一例によります事案は発生しておりませんが、今後、他市の判断基準等も参考に、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

## ○笹井委員

わかりました。この件は、私どもとしても、陳情を受けましてもうちょっと深く勉強 していく必要があるのかなというふうに私は認識しております。

質問がもうちょっと環境で広いとこで瀬戸内海についてお尋ねします。所管がどこになるかわかりませんがお尋ねします。

最近、海の貧栄養化ということで、昔と違って、水がきれいになり過ぎる、栄養物がなくなると、それで、魚とかノリとかの生育が悪くなるというような事例も出てきておるようでございまして、他県・他市では、下水道処理の窒素やリンの規制を緩和して海に流すというような動きがあるようでございますが、この件を他県・他市の状況というのを把握されていますでしょうか。

また、光市においては、県の流域下水で出ておりますけど、光市の部分については、 こういった部門での研究などは行われていますでしょうか。

## ○山本下水道技術担当課長

下水道処理の窒素やリンの規制を緩和する他県・他市の状況でございますが、全国的には特にノリの養殖に関して、漁業者からの要請を受け対応をしている事例があるようでございます。例えば、兵庫県・愛媛県・香川県・大分県・福岡県・佐賀県などでは、ノリの養殖のため、排出基準内で冬場に栄養塩を多めに放出する季節別運転管理を行うなどの対応をしているようでございます。

続きまして、本市の下水道処理は、流域下水道の処理施設である浄化センターで行っており、処理水の水質基準につきましては、山口県において、流域別下水道整備総合計画に基づき定められており、これによりますと、今後さらに窒素・リンを除去する施設の整備が検討されているところでございます。このため、本市としましては、引き続き県の動向等に注視していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。まだよその事例も研究段階のようではございますが、一方でそういうところは窒素をなんか加えて出しておるという例もあるというふうに、私報道なんかで見ています。今の答弁では、光市においては、窒素・リンはまだまだ除去する方向を考えておられるというふうに理解いたしました。これはもうちょっと私も全国的な事例などを調査した上で、いろいろ提案などをしていきたいと思います。

終わります。

## ○大田委員

新聞でも報道されておったんですが、特定外来種生物であるセアカゴケグモが光市の 事業所内で発見されてという報道をされましたが、このクモは攻撃性があるのでしょう か、また、かまれた場合の病症はどのようになるのでしょうか、お聞きしたいと思いま す。

## ○植本環境政策課長

議員の言われるセアカゴケグモにつきましては、環境庁作成のホームページ等では、 基本的には攻撃性はございません。ただ、積極的にさわるとかまれるおそれがあり、日 本ではかまれた例もありますが、ほぼ軽症との報告が出ております。

以上です。

# ○大田委員

新聞報道で14匹が見つかって退治されたというようになっているんですが、その後、 発見された事業所とか、今現在、光市の対応状況はどのようになっておるんでしょうか、 お聞きしたいと思います。

## ○植本環境政策課長

県の自然保護課が9月3日に記者発表を行いまして、同日近隣の自治会への注意喚起のチラシ配布及び区域内の小中学校の校長先生を通じての注意喚起の御連絡をいたしました。翌日には工業団地ということで、隣接する事業所への注意喚起を行いまして、本市といたしましては、隣接の市道につきまして、9月18日にわたりまして随時周辺の生息確認調査を実施いたしました。

以上でございます。

#### ○大田委員

小中学校やらその地域やら確認したということでございますが、このセアカゴケグモは、自分で移動できるんでしょうか。まあ、極端に言うたら、クモが糸を垂らして次に移るとか、ああいうのはするんでしょうか。それとも、自分じゃあ移動できなくて何かの荷物について移動するようなことになるんでしょうか。

#### ○植本環境政策課長

在来のクモのように糸を風に乗せてそれと一緒に空を飛ぶようなバルーニングの習性については、セアカゴケグモについては今のところ確認はされておりません。ただ、人工物を嫌がらないということで、自動車の下にくっついて人間と一緒に移動している可能性というのは十分考えられるというホームページ等で報告がされております。

以上でございます。

## ○大田委員

それで、周辺の小中学校やら注意喚起をされたということですね。引き続き周辺の生息調査を進めながら新たに発見された場合は、市民への速やかな情報提供及び注意喚起を今後とも努めてもらいたいとお願いしておきます。

終わります。

## 5 建設部関係分

- (1) 付託事件審查
- ①議案第64号 光市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

説 明:酒向道路河川課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第58号 平成30年度光市一般会計補正予算(第4号)〔所管分〕

説 明:酒向道路河川課長 ~別紙

## 質 疑

#### ○大田委員

14ページの土木施設災害復旧費の中で、単独の災害復旧工事と、国庫補助事業の災害復旧工事が、それぞれあるんですが、これは規模によって単独と国庫補助事業が変わるんでしょうか。それとも、金額によって変わるんでしょうか。理由を教えてください。

#### ○酒向道路河川課長

国庫補助事業の事業にのるためには採択要件がございます。その採択条件にのっていないと、国庫補助にはなりません。それには規模等もありますし、様々な条件等がございます。それらの条件に該当しないものが市単独事業として計上しております。

#### ○大田委員

例えば、横尾川の中においては、1,000mとならないから国庫補助事業には、今のと ころならないが、今から測量しながらという答弁があったんですが、そういうふうな条件というのはどういうような条件となっているのでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

先ほどの横尾川と東荷川の延長につきましては、延長が約1,000m、災害延長が長くて1,000mということでございまして、詳細に調査をして予算計上したいため、今回の予算計上には、上げさせていただいてはおりません。

概算金額というのもございますが、その概算となりますと、査定を受けて、実際金額を算出しますと、差が結構大きく出る場合がございますので、精査して横尾川、束荷川 につきましては計上したいと考えております。

## ○大田委員

そうなると今、2億7,000万円これはついているんですが、全部1,000m以上の規模の 災害と考えてよろしいんですか。

## ○酒向道路河川課長

国庫補助事業、今回は46カ所で、各それぞれ延長も違いますし、被災箇所が100m以内だったら、全てを1カ所として見れるという採択条件等もあります関係で、一概に何mというのはないんですけども、その中で、46カ所を計上して2億7,000万円という金額を計上させていただいております。

## ○大田委員

46か所すべてが国庫補助事業になると。それで2億7,000万円予算をいただくようになると。そしたら、単独で4,300万円というのは、どういうふうな条件で単独になったんですか。

## ○酒向道路河川課長

維持管理的なものというのが補助にはのれないということでございます。

# ○大田委員

維持管理的なものはのらない。ちょっとそれは、意味がわからないんじゃないですかね。

#### ○委員長

酒向道路河川課長、具体的にお願いいたします。

# ○酒向道路河川課長

例えば、道路の法面が崩壊したということだけでは、維持管理的な要素として災害に はのれないということがございます。

# ○大田委員

意味がちょっとわからないんですが。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

# (2) その他 (所管事務調査)

## 質疑

## ○岸本委員

それでは、冠山総合公園の指定管理者の収支についてお伺いします。収支を教えていただけませんでしょうか。

# ○松並都市政策課長

冠山総合公園指定管理者からの報告によりますと、利用料金制を導入いたしました平成27年度以降の年間の平均収入額は約6,700万円でございます。それに対しまして、支出額は御議決をいただいております6,300万円でございます。

以上でございます。

# ○岸本委員

ちょっともう少し詳しく明細をお願いできませんでしょうか。

## ○松並都市政策課長

大変数字が細こうございますので。(「大きいのだけでいい」と呼ぶ者あり) 支出に関して申し上げますと、大きいのが施設の維持等に係る委託料が平均で約 3,600万円でございます。次に、人件費が平均で約1,200万円でございます。支出のウエ イトとしては、以上の2つが大きくなっているところでございます。 以上でございます。

#### ○岸本委員

収入の6,700万円というのは、指定管理料なんでしょうか。

#### ○松並都市政策課長

指定管理料として光市から支出しておりますのは、年間5,900万円でございます。以上でございます。

## ○岸本委員

6,700万円引く5,900万円は800万円というのは、差額の800万円は何なんでしょうか。 収入は6,700万円と言われましたよね。指定管理料が5,900万円、その差し引きの800万円というのは何の収入なの。

#### ○松並都市政策課長

市からの指定管理料が5,900万円でございます。それに加えまして、約800万円の、いわゆる指定管理者による独自収入がございます。

以上でございます。

## ○岸本委員

800万円の収入の主だった内訳というのはどのようになっていますか。

# ○松並都市政策課長

オートキャンプ場の使用料でございます。 以上でございます。

#### ○岸本委員

この前の一般質問で私が聞いたときは150万円ぐらいというのを聞きましたけど、聞き間違いだったんでしょうか。

# ○松並都市政策課長

先日の一般質問で建設部長が御答弁申し上げましたのは、この夏の収入というお尋ねに対しまして、7月と8月の数字をお答え申し上げたものでございます。 以上でございます。

#### ○岸本委員

そしたら、7月、8月以外に利用される方のほうが、オートキャンプ場は多いんでしょうか。

## ○松並都市政策課長

資料を持ち合わせておりませんが、現在、年間を通じてオートキャンプ場を開設しておりまして、例えば3月、春ごろからゴールデンウイークあたりも多くの利用をいただいているところでございます。夏に限らず、多くの利用をいただいております。

以上でございます。

#### ○岸本委員

夏より多いということですね。すごく夏より多いと思うんですけど、それは事実なんでしょうか。

## ○松並都市政策課長

指定管理料の収入のうち、主なものとして、オートキャンプ場に係るものを申し上げましたが、約570万円。それ以外の指定管理者の収入といたしまして、まず、いわゆる貸館、例えば研修棟なんかを貸し出しておりますので、それらにかかります利用料金が約150万円。そのほか、自動販売機の手数料なども、約70万円収入がございます。ざっと800万円だと思います。

以上でございます。

## ○岸本委員

わかりました。それで、人件費が1,200万円というのがありましたですね。先ほど、 支出でですね。あれだけ維持するのに、人件費1,200万円というのは、まあそら、委託 料の3,600万円の中にも人件費が入っているのかもわかりませんけど、この人件費1,200 万円というのは、ちょっと金額が少ないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょ うか。

#### ○松並都市政策課長

大変申しわけございませんが、指定管理者が支出しております人件費の内訳につきま しては、把握をいたしておりません。

以上でございます。

## ○岸本委員

先ほど言われた支出の人件費1,200万円というのは、何の人件費なんでしょうか。

#### ○松並都市政策課長

報告によりますと、所長、事務職員、施設管理職員の人件費と報告を受けております。以上でございます。

## ○岸本委員

大体わかりました。

それで、オートキャンプ場の一番忙しい時期というのは、やはり7月、8月の子ども さんが夏休みに、それが私、一番多いんじゃないかと思います。

それで、その7月、8月に利用される方というのは、市内の方でしょうか、市外の方でしょうか。その割合がわかれば教えていただけませんでしょうか。

## ○松並都市政策課長

資料を持ち合わせていないんですが、市内の方もいらっしゃいますし、市外、県外からもいらっしゃるというふうにお聞きをしております。申しわけございませんが、詳細はわかりかねます。

#### ○岸本委員

それで、私はこの一般質問で、公共施設で稼ぐというかですね、それとまた、大阪城公園のように、いろいろ稼いでいくということをお話させていただいたんですけど、このオートキャンプ場の7月、8月は、このオートキャンプ場等利用して残り10カ月、1月2月は差し置いて、3月から6月、9月から12月までの8カ月間ですね、またもうかるようなことを考えられたらいいんじゃないかと私は提案さしていただきます。

それは何かと申しますと、グランドゴルフというか、あの芝のままで、あそこにポールと何か置けば、すぐゴルフが何ホールできるか。済みません。あれ、キャンプ場は何区画ありますんですかね。三十何区画あるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。わからなかったらわからなかったで結構ですけど。

## ○松並都市政策課長

24サイトございます。

## ○岸本委員

ですから、24ホールはできるはずですから、シーズンオフはグランドゴルフとかで利用されて、施設で稼ぐというか、少しでも管理者の収入になれば、また人件費も人も雇えるし、施設の整備もできますし、そのようにフル活用ですね。1年間、フル活用されて収入を得るようなことを考えられたら、私はよろしいんじゃないかと思います。

それと、もう1点あります。

今度は違う件ですけど、今、市道とか国道に生えてる木、今から寒くなれば、落ち葉というか枯れ葉が地面に落ちて、それを清掃しなきゃいけないんですけど、お年の方が多くて、もう毎日、落ち葉を掃くのがもう苦痛になってきている。どうしてもやはり、お年の方というのは、自分の家の前が汚れてたら気が済まないというかですね、いつも毎日掃かれるというのは、これはもう、どうにかならないものだろうか。

それとまた、うちの家の通りの大きいイチョウの木で、すごくきれいなんですけど、 これの落ち葉も大変ですし、それと、まして銀杏がすごくことしは豊作で、たくさんついています。あれも、もう地域の方の負担になっていると思いますので、何かいい方法 を考えていただければと思いますけど、いかがでございましょうか。

#### ○松並都市政策課長

街路樹のうち、落葉樹につきましては、近年そういう声をいただいております。なかなか、行政の手が行き届かないところで、地域の方にボランティアで、無償で活動していただいて、本当にありがとうございます。

ただ、市内に多く、そうした数もございまして、今後どのようにしていくのかというのは、街路樹の維持管理指針を策定して、維持管理に努めているところでございますけれども、具体的な考えは、現時点では持ち合わせておりませんので、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

#### ○岸本委員

掃かれる方が、この木を1本撤去するのにはいくらかかるんかといったら、市のほうから1本25万円かかりますということで、4本あるから、100万円私が出しますから切ってください。そのように市民の方がおっしゃっています。その方ももう夫婦、両方とももう85才ぐらいですかね。もうごみが、枯れ葉が全部うちのところにたまってしまっ

て、もう掃くのもやり切れんから、お金を出すから切ってもらえないだろうか。

もうバッグは山だから緑はたくさんあるし、市のほうも、これ毎年といったって、何年に一度は剪定してくれるけど、そら市のほうも出費がかさむだろう。切ったらもう、それで全部片づくのになぜ、お金も出してあげる。なぜ切ってくれないのかという、切実に訴えられるんですよね。

だから、検討する検討するじゃなくて、もうやはり、迷惑になる木、それから市が管理できないところはもう切ったほうが、私はよろしいんじゃないかと思うんですけどね、いかがでしょうか。

#### ○松並都市政策課長

街路樹にはさまざまな役割というか、効用もございますが、そうした声が届いておりまして、議会のこの場でお聞きをいたしまして、社会情勢といいますか、時代も変わりつつあるのかもしれませんので、いろいろと検討しているところでございます。しっかりと声を受けとめて、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

## ○岸本委員

しっかり検討して、いい回答を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

#### ○西村委員

ちょっとお尋ねしますが、周南市に今の緑の木のことですけども、周南市に要綱がありまして、市役所の御幸通りというんですかね、あの太いところがありますよね。あれ、出かけられると、この葉っぱが落ちる時期になると、緑色の袋が置いてあって、ボランティアの方がその葉っぱを集められて、その袋に入れると。その袋を市のパッカー車が回収をするという、ちょっと名前忘れましたけど、要綱があるんですが、その要綱の存在は御存じですか。

#### ○松並都市政策課長

不勉強なため、存じ上げませんでした。

#### ○西村委員

ぜひ一度、周南市にお電話してください。私もお電話しただけなので、要綱の名前忘れちゃいましたけども、とってもいい制度だと思います。

確かに、私どもの事務所の前も電線の地中化をしていただきましたので、木がなくなりました。ところが、木がなくなって今感じているのは、とっても怖い。車が飛び込んでくるんじゃないかと。

前はイチョウの木がありましたんでね、低木のツツジがありましたので、私は、自分の前のところは自分で手入れをしてましたけども、やはり、年配の方がふえたり、以前

も、光警察署の中のポプラの木を全部切っていただきましたけども、乳母車とか、それから電動カートですかね、ああいうものを使われる年配の方がふえて、葉っぱが落ちて、もう葉っぱが5センチぐらいになって通行ができないというような苦情をいただいたこともありましたので、警察署の中のポプラを切ってもらいましたけども、やはり切るのは、お金があれば、そんなに難しくないと思うんですけども、せっかく生えてるイチョウの木とか、光港の前はあれ、名前は柘植通りでしたっけ。桜の木を、ハワイから帰ってこられた方が寄附して植えてくれられた通りでもありますので、ぜひ葉っぱとかを、その家の前の人だけでなくて、たしか、周南市役所の前はボランティアの方が何人か集まられて、その袋の中に入れると。掃いて入れれば、後は市が回収してくれると、そういう要綱がありますので、ぜひ、聞いてみてください。何かの解決になればと思います。よろしくお願いします。

# ○笹井委員

今の話の流れで、冠山総合公園からちょっと聞いてみたいと思います。

このたび、冠山総合公園被災しております。私もぐるっと回って、見た目しかわからないんですけど、まず、冠山総合公園の被災状況と復旧の見込みについてお答えください。

## ○松並都市政策課長

7月豪雨で冠山総合公園内で4カ所、法面が崩壊しました。延長約56mでございます。 これらにつきましては、吹きつけ法枠、それから、じゃかご等で復旧をしてまいりたい と考えております。

見込みにつきましては、予算成立後、速やかに工事発注を起こしてまいりたいと考えておりますが、見通しにつきましては、完成は年を明けてからになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

年が明けてからということは、今、委員会で、一応この前、さっき採決終わりました けど、年度内には工事が終わると、復旧するという理解でよろしいんでしょうか。

#### ○松並都市政策課長

年度内には終わらせてまいりたいと考えております。 以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。後、冠山総合公園には子どもの森もありまして、見ますと、私も被災して大分たってから見たんですけど、大分下の土が流されて、今、土のうとか土をとりあえず入れて、遊べるようになっておる状況かなと思っていますが、子どもの森は一応

あれで復旧、もう今、自由に使える復旧ということでよろしいんでしょうか。それとも まだ、追加で予算をかけて工事しなければいけない部分が残っているんでしょうか。

## ○松並都市政策課長

現在は応急的なものというふうに御理解をいただければと思います。 以上でございます。

#### ○笹井委員

応急的なものということは、じゃあ、今予算でそこがもう修理が残っておるのか、それとも、今後また、予算計上して修理する必要が残っておるということなんでしょうか。

## ○松並都市政策課長

このたびの補正予算の、都市施設災害の中の単独事業で対応できればと思っております。

以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。子どもたちは、被災後でもやっぱりあそこで遊んどる子どもをたくさん見まして、若干足元が悪いところも、応急復旧は済んだということですけど残っていると思いますし、今の回答で、今後もうちょっと手が入れられるというふうに認識をいたしました。

冠山総合公園で、さっき先行委員の話で、オートキャンプ場の収入の件がありまして、私もちょっと興味を持っているところでお聞きしたいんですけど、オートキャンプ場の利用料金について、従前は市の条例で定める料金で市に入っておった時代がありましたが、それを幾つかの時点で利用料金制にして、指定管理団体に入るようになったと思いますが、これ、いつから利用料金制に、何年前からだったですかね。

#### ○松並都市政策課長

指定管理制度になりまして、平成27年度からが2期目でございまして、この2期目にあわせまして、都市公園条例の改正し、いわゆる利用料金制といたしました。

以上でございます。

## ○笹井委員

指定管理制とか利用料金制になった上での運営のメリットなり効果が出た部分についてお尋ねしたいと思います。

私の認識では、従前、市に直接入っておったときは、市の非常勤職員の方が、直接、 あそこで管理をされておられて、冬場はもう利用が少ないから、閉鎖しとった時代があ ったと思います。

今現在は、さっきの説明にありましたように、指定管理団体が管理して年間通年営業

と。利用料金も指定管理団体の収入として入ると。まさに、市に入っとったものが指定 管理団体のが一応稼げる、収入になっとる制度の切り替えがあったと思うんですが、そ れによって結局、通年もしくは冬場の利用が減ったのか、増えたのか、その利用形態が どのように変わったのかについて、ちょっと教えていただければと思います。

## ○松並都市政策課長

データを持ち合わせておりませんが、利用料金制度になったということで、やはり、 指定管理者の民間ならではの宣伝力といいますかPR、こうしたものの効果というふう に受けとめておりますが、オートキャンプ場の利用客あるいは収入、これらが増加をし ており、利用料金制度の成果であったというふうに受けとめているところでございます。 以上でございます。

# ○笹井委員

私も従前、冬場には全く使えなかったものが今使えると。それに対しての人件費は指定管理団体の中で柔軟に対応しておるというふうに認識しておりますので、少なくともいい方向に、私は制度が改善されているというふうに理解をしております。

じゃあ、今度はあじさい苑のほうにいきます。

あじさい苑もこのたびの7月の豪雨で大分被災されておるんですが、この被災状況と 復旧の見込みについて教えてください。

#### ○松並都市政策課長

光スポーツ公園内のあじさい苑につきましても、園路の横が2カ所、約55mにわたって法面が崩壊しました。このため、いわゆる法面工、それから緑化を図ることとしておりまして、こちらも予算成立後、速やかに工事を発注してまいりたいと考えておりますが、年明けから年度内の完工を目指しているところでございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

こちら、現地を見ますと、本当にアジサイのある法がそのまま下にずってきておるという状況でございます。これの復旧というのは、元のとおりに復旧して、アジサイまで植えて復旧するのでしょうか。私もアジサイ、従前、結構前からいろいろ見てますけど、過去から比べると、随分アジサイはどんどん植えて、1つの尾根の反対側まで、一時植えとった時期もあったと。

今回、その尾根の手前がずっておるわけですけれども、そのずった部分とか、その裏まで復旧しなくとも、きちんと1つのアジサイがきれいになれば、そこをきちんと管理したほうがいいのではないかというふうに私、考えておるわけですが、元どおりに、アジサイまで植えて復旧するのでしょうか。

#### ○松並都市政策課長

災害復旧は原形復旧ということで、公園施設である園路に対して原形に復旧するという考えのもと、法面につきましては、一部崩壊したところなどは、改めて切土をしまして、種子を吹きつける工法で安定を図ってまいりたいと考えております。このため、アジサイの植栽範囲はやや減ることになろうかと考えております。

以上でございます。

## ○笹井委員

私は崩れたところを、また今、もう一回切土するということになると、結構な勾配もあるわけですし、そこにまたアジサイを植えるというのはなかなか難しいと思ってますので、その部分は災害復旧で、今後崩れないように整備をされたんでよろしいんではないかと思います。

このスポーツ公園横のアジサイ苑に関しては、今年の春先の雑誌に取り上げられまして、結構見に来たお客さんも多くなっていると私は認識しておるわけですが、この雑誌に取り上げられたこと以降、何か新しい対応みたいなものはありますでしょうか。

## ○松並都市政策課長

雑誌に掲載されまして、多くの方にアジサイを見にお越しいただいたんですが、市として何か対応ということは、現時点では持ち合わせておりません。 以上でございます。

#### ○笹井委員

何ともったいない話で、せっかく、まあ、一応アジサイがきちんと管理されとった上で、あそこまでマスコミに、インスタ映えがする場所ということで取り上げられたから、やっぱりここは、インスタ映えすることを期待してきた人に十分こたえるだけのサービスとか施設整備をすべきじゃないかと思ってます。

私も何回かアジサイの時期に見ましたけれども、斜面にあるアジサイ苑ですから、中には自由に入れるようになってますし、それはそれでいいことだと思うんですけど、なかなか、ここで写真を撮るときれいに撮れるというスポット探しに物すごく苦労されとるということなんですね。

やっぱり、インスタ映えをするためには、花があれば、やっぱりどうしても、その花の中心に自分を置いて、そこを若干上目のところから、花に囲まれた自分がとりたいという、大体インスタ映えの写真はそういうふうな構成を期待する人が多いんです。

ところが、アジサイは斜めなんで、どうしても裏が写ったり、上から見れば道路が写る。下から見れば花が写って本人は写らないみたいなことがあるんですが、ある程度整備する段階で、きちんと高低差をつけた上でいいスポットをつくるとか、あるいは、三脚を置いて上から撮影しようというやり方もあるんですけど、今の通路ですと、なかなか三脚を置くといっても危なくて置けないと。そこはきちっとそういう、撮影スポットみたいなのを整備すべきじゃないかと考えておるんですが、そのような整備をされるお考えはないでしょうか。

# ○松並都市政策課長

貴重な御提言として拝聴させていただければと思います。 以上でございます。

## ○笹井委員

やっぱり幅広く整備するんじゃなくて、1つのステージとして、木が全部アジサイであるという、これはすばらしい環境であるし、これまた、整備の積み重ねもありますし、ここはひとつ、ニーズにこたえるような整備をしていただければと思ってます。

次ちょっと同じく、今度また、都市の担当の課長さんにお聞きすることになると思いますが、北海道で地震がありまして、液状化なども随分問題になっています。光市でも過去、地震揺れやすさマップというのをつくって配っていただいた覚えがあるわけですが、液状化マップみたいなものは光市にはないんでしょうか。また、液状化の可能性というのは、光市内でどの程度あるのでしょうか。

## ○沖本建築住宅課長

地震による液状化ということで、建築住宅課のほうで御回答させていただきたいと思います。液状化マップにつきましては、作成はしたことはございません。 以上です。

#### ○笹井委員

一応、質問で、光市内で液状化の可能性というのはどの程度あるのかというのもお尋ねしたつもりなので、お答えがいただければと思います。

#### ○沖本建築住宅課長

光市内の液状化の可能性について、どの程度あるのかということにつきましては、詳細については、把握はしておりませんが、光市地域防災計画では、島田川両岸は液状化しやすい地質となっており、その可能性が予想されていると示されております。

また、山口県地震被害想定調査報告書でも、東南海・南海地震、安芸灘伊予灘地震などの想定される地震ごとに、液状化の危険度分布図というものが作成されておりまして、この分布図によりますと、島田川沿線沿いには液状化の危険度は高いというふうに想定されております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

地震は今月の頭で、ついこの前の話なんで、なかなか対応がとれないと思いますが、 やはり、せっかく買ったマイホームがもう斜めになってしまうと。今回、北海道の地震 に関しては、それが特定のある地域ですけど、物すごい状況であったということで、改 めて、そういう液状化に対しての備えとか把握というのが必要だなと強く認識したとこ

## ろでございます。

ちょっとじゃあ、住宅のほうに進めてまいりますが、このたびの災害で水害に遭った 市営住宅というのはどこでしょうか。そして、そこについては、市としてどのような対 応をとられましたでしょうか。

## ○沖本建築住宅課長

このたびの災害で水害に遭いました市営住宅は周防地区の虹川住宅でございます。管理戸数10戸のうち、床上浸水が2戸、床下浸水が8戸の被害を受けております。

被災後の対応につきましてですが、被災後は、まずは入居者の方々の安否の確認を行い、緊急避難先として、他の市営住宅への斡旋や、要望に応じて、濡れた畳の交換等、住宅の修繕を行っております。また、職員で全10戸の床下の消毒を行っております。 以上でございます。

## ○笹井委員

わかりました。市営住宅については、今年度中に閉鎖をするというふうに、もうあらかじめ説明があったところ。具体的に言いますと、汐浜2区と上島田住宅、これはたしか年度内の閉鎖をするということだったと思いますけど、これの退去の状況、そして、これは何か、取り壊しに向けての工事なんかの進捗がありますかね。

# ○沖本建築住宅課長

沙浜2区住宅と上島田住宅の用途廃止に伴う入居説明会を、昨年の9月と本年の4月 に実施しております。

現在、沙浜2区住宅に関しましては、対象とする入居者、5世帯のうち4世帯が移転を完了しております。残りの世帯に関しましても、年度内には移転が完了する見込みとなっております。上島田住宅に関しましても、対象とする入居者7世帯ございますが、このうち、1世帯が、現在移転を完了しております。残りの世帯に関しましても、同じく、年度内に移転が完了する見込みとなっております。

移転後の解体につきましてですが、これは全入居者の移転が完了した後に解体に移ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。同じく、市営住宅で、室積にあります南汐浜住宅、これは平屋木造の 2戸つながり、3戸つながりみたいな住宅ですが、ここは随分空き家が多いようなんで すが、これについては、市として今、この南塩浜住宅をどうされるのか、方針をお持ち でしょうか。

#### ○沖本建築住宅課長

南汐浜住宅は現在、管理戸数19戸のうち6戸に入居されております。光市営住宅等長

寿命化計画におきましては、当該団地を用途廃止と位置づけており、今年度、6棟のうち全室があきました2棟6戸を今年度中に解体をする予定としております。

以上でございます。

# ○笹井委員

はい、わかりました。人がいなくなってそのままというのはやっぱり、景観的にも、 近隣の住民環境的にも余りよろしくないと思いますし、今、汐浜2区、上島田あるいは 南汐浜についても、方向性が理解したところでございます。

道路・河川について、大分ありますけどよろしいですかね。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

## ○笹井委員

続きにまいります。

道路・河川についてですね、今回の災害もありましたので、集中的に聞いていきたい と思いますが、まず現在、光市が管理する道路の通行止めの区間はどこでしょうか。そ して、それらがホームページに掲載されていますでしょうか。

私、ホームページを見ますと、災害直後は掲載されていたと思うんですけど、先日見ますと、ちょっとよう見つけ切れませんでしたが、どのようになってますでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

市内の通行止めの状況でございます。市道といたしましては7路線について、今、通行止めになっております。路線名で言いますと和田駒ケ原線、松原海岸2号線、石原1号線、石原5号線、稲葉1号線、末常雨桑線、宮重線。

それとあと、ホームページの掲載につきましては、緊急防災情報に路線名及び地図による位置や通行止めが掲載されていると思われます。

以上です。

#### ○笹井委員

今、ホームページには掲載されちょらんですね。ちょっと私は見つけられませんでしたけど、市道管理の建設部のページあたりから、きちんと、わかりやすい場所に掲載されちょってですか。

#### ○酒向道路河川課長

ホームページのお尋ねでございます。道路河川課のホームページの中ではなく、ホームページのトップ画面で左側の上、サイドメニューの中に緊急防災情報というのがございます、その中に一覧表として掲載されております。

#### ○笹井委員

はい、わかりました。ちょっとそれは、私の探しようが足らんかったんかなあと思います。

そしてじゃあ、ちょっと今、通行止めの話のあった路線についてお尋ねします。

松原の道路が通行止めになっとると。松原の橋が通行止めになって、今もう、完全に 塞いで全面通行止めとなっておるんですが、確かに、川の底がちょっとえぐれてるなと いうのはわかるんですが、橋台自体は、それほど損傷しとることもないですし、二輪車 と歩行者ぐらいは通行することができないんでしょうか。

被災直後は、結構みんな通っとったんですけど、今、完全に塞がれて通れなくなって しまいました。十分な強度があるかどうか、確認できませんでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

松原川の橋のお尋ねでございますけども、橋を支えている基礎の部分が洗掘されております。このことから、安全性が確保できないため、通行される市民の方々には御迷惑をおかけしておりますが、全面通行止めとさせていただいております。したがいまして、強度試験等は行っておりません。

## ○笹井委員

この部分の橋の復旧工事、全然今、まだ着手はされてないんですが、いつ着手される のでしょうか。そして、復旧の見込みはいつになりますでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

復旧の見込みについてのお尋ねでございます。国庫補助を受けての事業を実施したい と考えておりますことから、現時点でお示しすることはできません。

復帰までの流れといたしまして、今後、災害査定を受けまして、設計図書を作成し、 入札事務を行いまして契約手続、その後、工事着手ということになりまして、工期を約 4カ月程度見込んでいるところでございます。

#### ○笹井委員

工事にかかってからも4カ月というのは、橋ですからわからないでもないんですけど、 では、いつ工事にかかれるのか、そこの見込みはいつごろになるんでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

この見込みてございますけども、これから、国の災害査定を受けてまいります。その 後、設計図書を作成しますので、今しばらく時間がかかるかと思います。

#### ○笹井委員

ここの道路は国道が並行して走ってはおりますが、地域の通勤・通学あるいは、近隣に幼稚園とか店もあるということですので、結構通行量が多いところなんです。ですから、地元の人は、一体いつ通れるようになるんじゃろうかというのが大変、私ども聞か

れまして興味を持っているんですね。

わからないのはわかりますけど、工事着手は、結局年内に着手できるのか、年度内なのか、来年度になるのか、その辺がある程度、行政的なスケジュールもあると思いますけど、示していただかないと、地元とはどうしてなかなか落ちつかないんですが、結局どうなんですか。工事着手は、少なくとも、いつごろ以降になるんですか。

## ○酒向道路河川課長

年度内には着手したいと考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。年度内着手で、そのあと4カ月の工事があると。だから、大分先ですね。今から考えると半年以上は、少なくとも通行止めの状態が続くということですが、今現在、そこの橋が渡れないから国道に迂回する人もいるんですが、みんな、海のほうに行って、砂浜歩いちょるんです。

川自体はそんなに大きい川じゃないんですが、これから半年以上通行止めが続くんであれば、隣接は護岸があって、ちょっと仮橋を架ければ渡れるじゃないかというふうに、素人目に見て見受けられるんですけど、そういった歩行者用の仮橋みたいなものは架けれないんでしょうか。

# ○酒向道路河川課長

今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

#### ○笹井委員

仮橋の耐久性とか保安性とか、私もちょっと不勉強ですけど、本当ちょっとしたものをぱっと、隣接、借りれれば、架けたら、歩行者に関しては十分行けると思いますし、もし、地元調整等必要であれば、私ども地元の議員も何人もおりますので、協力したいと思います。

ほかの地域も含めてですけれども、市道の通行止めの区間について、さっき7カ所通行止めがあるということでした。今、1カ所は工事はまだまだだよというのは聞きましたが、ほかの6カ所について、工事の着手、いつごろ着手するかというようなものは見込みがたっておりますでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

その他の路線につきましても、工事着手は未定でございます。

#### ○笹井委員

国の査定を受けるとか、予算をとって、国庫補助事業であれば、国の予算確保状況に 応じてやらなければいけないというのは、そこはわかりますが、今回の災害で、外の国 道あるいはJRの不通もありましたけど、大体、その管理者、いつごろ復旧できますよ と、大分先の場合もありますけど、見込みを示して、そこで一生懸命工事をして、結果的には、見込みより大分早くなりましたよというふうに、少なくとも、最低いつごろは通れるようになりますよと見込みを示しておるわけです。

これは被災者、特に、そこの通行に関係する人にとっては随分、将来の計画が立つ、いいアナウンスであったと思いますが、市道については、そういった復旧の見通し、いつごろ通れるようになりますか、いつごろ工事になりますというようなものは示せないのでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

災害に関しまして、担当職員も早期の復旧を目指して取り組んでいるところではございますが、復旧箇所が多いこと、国の国費の配分等ございます。また、二次製品の工場製作の状況などが、見通しが示せない状況でございますことから、今時点でお示しすることができません。

## ○笹井委員

7カ所、今通行止めがあるわけでして、そこにはそれぞれ、使っておる人あるいは店とかですね、工場とかもあるわけですし、そこの生活とか事業にもかかわってきますので、今のお話で見込みが立たない、あるいは今年度中に実施して、4カ月ということになると、来年の6、7、8月になるんであれば、復旧見込みは来年の8月とかですね、それを示さないと、やっぱり近所の人、通行する人、あるいは事業所なんかは困ると思いますので、それはぜひ示してほしいというふうに、これは要望にします。

では次、川にまいります。

河川に設置してある水門やポンプの操作について、本会議で聞いた部分は私、書き取ってますんで、いいんですけど、その水門やポンプの操作というのは、だれに委託されているのか、そして、委託金額は幾らか。そして、操作する基準、水位等で、これ以上になったら操作すると、そういう基準などはありますでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

水門のお尋ねでございます。

島田川の水門につきましては山口県の施設であり、これを県から光市が、施設の維持管理及び操作の委託を受けているところでございます。これに係わる委託の金額ですけども、約434万円。なお、西の河原川のポンプの操作につきましては、専門的技術及び知識が必要となりますことから、業者委託をしているところでございます。操作基準につきましては、操作規則に基づきまして行っているところでございます。

#### ○笹井委員

トータル434万円ということですが、大体、西の河原川はちょっと大きいから置いときますが、1つの島田川の河川シールドポンプについては、大体1カ所何万円で、どなたに委託されとるんでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

これは、西の河原のポンプを設置する費用として計上しております。これは約277万円です。

## ○笹井委員

ちょっともう一回質問、わかりやすく言います。西の河原川はいいです。わかりました。それ以外に、島田川に合流している支流の水門管理があると思います。この水門の管理について、1カ所いくらぐらいで、どなたに委託されとるのでしょうか。

#### ○田村建設部長

島田川の水門につきましては、川口水門を初め、数カ所ございます。こちらの操作につきましては、市の職員が行っております。川口水門へのポンプの据え付けは、業者に委託しておりまして、それらが約277万円となっております。

以上でございます。

## ○笹井委員

はい、わかりました。水門の操作は市の職員がされるということで、ちょっとすみません。私、不勉強で、教えていただきましてありがとうございました。

ただ、市の職員がやるということになっても、一応、水位とか降雨量とかの基準が必要になってくるかと思います。さっき、規則を定めてやっておられるという御返答ありましたけど、もうちょっと具体的に、島田川の水位が、支流の河川がどうなったときに水門を閉めるのか、ちょっとそこを教えてください。

#### ○田村建設部長

島田川の場合は、水位についての規定はございません。当然、内水位と外水位の関係で、その状況により閉めております。高潮等のときには、県の方から事前に閉鎖についての指示がございます。

以上です。

## ○笹井委員

河川の水門は、主には島田川もしくはそれにつながる外洋からの逆流を防ぐためという、そのときは閉めるよというのはわかってはおります。ただ、閉めたら、今度は内水氾濫もあるので、なかなか閉めることについては、極めてケース的には少ないんだろうなと理解はしておりますが、一方で、規程がないと、島田川の水位が何m以上になったときにやるんだということがないと、実際、そういう事態になったとき、動けなくなってしまうんではないかと思うんですが、そこはそういう規程をきちっとつくって対処されるお考えはないのでしょうか。

#### ○田村建設部長

こちらにつきましては、県と今後協議してまいりたいと考えております。

## ○笹井委員

はい、わかりました。

では次ですが、宅地への土砂流入とか、被災建物の撤去とかで、ちょっと他部局でも 聞きましたが、今度、建設部さんにもお聞きしますが、広島県、岡山県では、公費でこれらの撤去が実施されている例がありますが、光市では、これ、現状公費で撤去するような制度、市の制度はありますでしょうか、ないんでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

市での要綱というのはございません。ただ、今回につきましては、土砂の処分費を市で負担しております。

## ○笹井委員

わかりました。これについては、関係の陳情も出てきておりますし、いろいろ、私どももよく勉強していかなければいけないところかなと思っております。

最後の項目のほうで、ダムにまいります。

島田川上流にあります中山川ダムにつきましては、同僚議員が一般質問で質問して、 その答弁は私も聞いておりますが、その答弁の中に、7月24日に県に照会したという答 弁がありましたが、これ、7月24日の照会というのは何を照会したんでしょうか。

私としては、今回の一般質問、9月議会で大分いろいろありましたから、当然、9月にいろいろ質問して回答が返ってきた上で市の回答をまとめられとるという理解で追ったと思うんですけど、7月という回答がありましたんで、ちょっとそこの7月の照会内容について、確認したいと思います。

# ○酒向道路河川課長

中山川ダムからの放流があったかどうかの確認をしております。

## ○森重副市長

先般、1回目の全員協議会を開催をさせていただいたときに、委員さんのほうから、そういうふうなことが、地域の方々も含めて御懸念があるんだというようなお話がありました。その際に、私からは、そのときに放流したとは聞いていないというふうにはお話をさせていただきましたが、あらためて、この件について、山口県河川課のほうに7月24日に聞いた結果、そういう御回答をいただいたという旨を、先般の一般質問でお答えをしたということでございます。

#### ○笹井委員

7月24日に改めて聞いて、その結果がこの9月議会の回答になったということなんで

すが、その回答では、中山川ダムは放流していないと、一言一句そのとおりだったかど うか、ちょっとあれですけど、私はそういうふうな回答だったと思っています。

ところが、現地を見ますと、放流していないと言いながら、水は流れておるわけです。 それは、災害中も災害の前も後も流れておるわけでして、素人目に見ると放流している ではないかというふうに思われるわけですが、この放流していないというのは、何をど う放流してないのか、わかりやすい説明を求めます。

# ○森重副市長

冒頭申し上げましたとおり、地域の方々は、一連の西日本豪雨災害において、愛媛県等でダムが放流されたことによって、下流域の住家等に甚大な被害が生じたというような報道をごらんになられて、中山川ダムもそのようなことをされたのではないかというような御懸念が地域の方々にあったものですから、わかりやすく、放流をしたのかしてないのかというふうに、一元的にお答えをしたほうがわかりやすいかなと思いまして、意図的な放流はしていないという意味で、放流をしていないというような言葉遣いをさせていただいたものでございます。

要は今、一般質問のときにもお話がございましたし、その後もいろんな議員のほうからもお話がございましたとおり、中山川ダムについては、放流をする調整機能はついておりませんので、一定量を常時放流をしている部分もありますし、その調整機能がないからということをいくら申し上げても、なかなか御説明ができないでしょうから、この災害において、放流したのかしていないのかということについて、放流をしていないというようにお答えをしたところでございます。御理解いただきたいと存じます。

#### ○笹井委員

私も一般質問の答弁を聞いて、ちょっと疑問に思ってたんで、自分なりに調べますと、中山川ダムは自然調整方式のゲートレスダムと。だから、自動的にゲートをあけたり閉めたりするような機能はそもそもないと。たまった分に応じた分だけ流れるし、だから、オーバーフローすれば、当然上から流れるということです。

一般質問の中の答弁で、オーバーフローはしてないというようなことがあったと思います。私も調べてみますと、あそこの設計、放流時最高水位は102.8mと。ところが、7月7日は最高は102.64mということで、あと16センチだったんですけれどもオーバーフローはしてないと。ですから、自然調整機能で流しておるということは勉強はしたんですけど、これなかなか、専門家じゃないと、本当わかりにくいし、これはだれかが聞いて専門家、担当部局、所管に答えてもらわないとわからない部分かなと思っておるわけです。

それを踏まえた上で質問いたしますが、中山川ダムが受けとめた水量はどれぐらいなんでしょうか。最大何m³ほど受けとめたんでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

これは、山口県によりますと、7月豪雨の中山川ダムの最大流入量は、毎秒約153m<sup>3</sup>、

そのときの放流量は毎秒約 $37\,\mathrm{m}^3$ であり、毎秒約 $116\,\mathrm{m}^3$ をダムに貯留したということになっております。

## ○笹井委員

瞬間的な流量はそうですけど、本当、なかなか今言われてもわからないと。私としては、本当は東京ドーム何倍分とか言ってもらうと、なんか、もうちょっと具体的に把握できるのかなと思ったりするところです。

もう1つお尋ねですけど、中山川ダムがなかった場合は、今回の、実際、水害でシミュレーションで私は出せると思うんですけど、なかったら、水害はどのようになっていたのか。もっとひどくなっていたのか、それともひどくないのか。河川の水位は何センチぐらい上下変動があったんだろうか、これについてわかりますでしょうか。

## ○酒向道路河川課長

山口県によりますと、ダムに貯留した毎秒約116m<sup>3</sup>の流量が下流側に流れていたこととなり、その流量分ほどは水位は上昇していたと想定されるということでございます。

## ○笹井委員

私は一般質問をやるに当たって勉強しまして、中山川ダムは島田川水系24あるうちの1本であるということです。ですから、単純に考えれば、24分の1の機能、河川流量とか広範囲の流域面積によってちょっと違うと思いますけれども、本流に対してはそれぐらいの影響力しか持たないなあというのはわかって、理屈としては理解しておりますが、やはり、被災された方からすると、今でも、中山川ダムがあったから水害がひどくなったと私、言われる方もおられますし、中山川ダムができる前にはこんなことはなかったと。その人が生まれた認識の範囲でですけど、中山川ダムができてから、もう2回も川を超しているじゃないかというようなことを言われる方もおられるわけです。

そこはやっぱり、専門的な河川の、技術的なシミュレーションをした上で、中山川ダムがこういうふうに役に立ってますよ。私としては、中山川ダムがあったから、なければ、今回の水害がもう何センチふえてみたいなものが、きちっとどこかで分析して出せたらいいんじゃないかと思うんですけど、そういう算出というのは、今の光市ではできますでしょうか。

#### ○酒向道路河川課長

今の時点ではできないと思います。 以上です。

#### ○笹井委員

所管がこれ、県管理の河川で、県管理のダムですので、そちらのほうの所管であれば、 きちんと川の専門家などもおられますから、私としては、そっちのほうに聞けば、数字 が出るんじゃないかなと思っております。 やっぱりこの辺が、県管理河川、県管理ダムということで、口頭での議論では、これ以上質問しても難しいのかなと思っていますが、やはり、被災された方は、ダムが役に立ったのか、それとも、かえってひどくなったのか、そこはきちんと聞きたいんだというのを私、何件も受けておりますので、また、私なりには行動していきたいと思います。終わります。

## ○大田委員

28年度にレッドゾーンが設けられたんですが、そのレッドゾーンを設けられた中で723カ所。それで、今回の災害でどのぐらい、レッドゾーンのところで災害を受けたでしょうか。

## ○橋本監理課長

レッドゾーンを指定している箇所のうち、災害が何カ所あったかの御質問ですが、平成30年度の7月豪雨災害箇所にレッドゾーンに指定された場所がいくつかで、全て把握をしておりませんが、建設部局で把握しているのは6カ所と確認しております。 以上です。

## ○大田委員

6カ所しかレッドゾーンのところが災害を受けてないんですか。

#### ○橋本監理課長

レッドゾーンに該当したところが被災しているかどうかという検証は、まだ行っておりません、検証したというか、レッドゾーンに入っているところで災害が起きたということについて、6カ所を確認できているということです。

#### ○大田委員

そしたら、今回の災害で起きたのは、レッドゾーン以外で起きた、多かった、という ことですよ。

#### ○橋本監理課長

必ずしもそうではないと思いますが、全然関係のないという話ではないと思います。 レッドゾーンに指定されているところの被災箇所が、実際に検証すれば、多数あるので はないかとは思われます。

#### ○大田委員

今までまだそんなに、はっきりとは検証してないという理解をしましょう。 レッドゾーンで指定している箇所で今、6カ所は把握しているということでございま したが、修復する費用はだれが見るんでしょうか。

#### ○橋本監理課長

レッドゾーンに指定している箇所で災害が起きた場合、修復する費用はだれが見るか という御質問ですが、土地の使用状況や災害復旧事業などにもよりますが、基本的には、 土地の所有者になろうと思います。

また、災害が起きたときに、修理や建てかえにかかる費用は大きいものとなりますことから、いざというときのためにも、自然災害等対応する保険や共済に加入するなどして、自助による備えをしていただくのが重要だと思われます。

# ○大田委員

指定されたんだったら、それに伴う地域の周知徹底、また、それに被害が起きやすいですから、自助のための保険ですかね。自助のための対応をどうするのかという広告というか、その本人に知らせてもらうのがいいんじゃないかと思います。そのことをよろしくお願いいたします。

それと、先行委員も質問されたんですが、光市営住宅等長寿命化計画で用途変更、今設けておられるんですが、去年、用途変更で、住民に対しては用途変更の市営住宅に対して、去年6月ですかね、説明されたと言っておられるんですが、今年になってから、地域に対しての説明というのはあったんでしょうか。

## ○沖本建築住宅課長

用途廃止に伴います住民の説明会に関する御質問でございます。

昨年度の9月と今年度の4月に上島田、汐浜2区という2つの団地の住民の説明会、 用途廃止に向けての住民の説明会を行ったところでございますが、その後につきまして は、説明会については開催をしておりません。

以上でございます。

#### ○大田委員

用途廃止について、古い市営住宅なんかは、それに向けて進んでいかれると思うんですが、何年度ぐらいで何%ぐらいの用途廃止を目標にとかいう目標は立てておられるんでしょうか。

# ○沖本建築住宅課長

光市営住宅等長寿命化計画では、7つの団地を用途廃止する住宅として位置づけておりますけども、用途廃止に向けての具体的なスケジュールに関しては、示しておりません。ですので、何年度には何%以上というような目標については、今のところは立てておりません。

以上でございます。

#### ○大田委員

せっかく、光市営住宅等長寿命化計画を立てられて、用途廃止もそういうような7団

地というのを指定されておるんだったら、何年度ぐらいまでに用途廃止を行うよというように、設定目標を立ててやられたほうが、私はせっかく計画を立てられたんだから、いいんではないかと思うんですが、そのような計画を今後立てようと思われませんか。

# ○沖本建築住宅課長

現在、用途廃止予定の住戸が合計で101戸ほどございます。その半数以上、現在55戸の住戸で、入居者の方が実際にここで生活をされていらっしゃいます。

用途廃止を進めていくに当たりましては、入居者の方々の御理解や御協力が必要となってきます。御理解、御協力を得るためには、入居者の方々のそのときの状況や実態を踏まえた移転先の確保が必要となります。現在、移転先となる住戸は、近隣の市営住宅の空き住戸で考えておりますが、この移転先となる住戸の確保が整い次第、順次説明会を行い、用途廃止を進めてまいりたいと考えておりますので、何年度には幾らというようなスケジュールについては、現在は申し上げることはできません。

以上でございます。

# ○大田委員

それでは、今現在、用途廃止を決められた以外の市営住宅に、どのぐらいの空き屋がありますか。

# ○沖本建築住宅課長

現在、管理戸数市営住宅1,226戸ございますが、それの約19%が空き家となっております。

以上でございます。

#### ○大田委員

1,226戸の19%、約250戸ぐらいですかね、空き家がある。今、用途廃止しようとする 住宅に対しては、250戸以内のようにお聞きしておるんですが、そこの空き家に転居を 願うという計画でやられると思うんですが、今のところ、できませんという御返事なん ですが、できないでしょうか。

# ○沖本建築住宅課長

先ほども少し御説明をさせていただいたんですが、用途廃止を予定している市営住宅の近隣の市営住宅で、ある程度の移転先となる住宅の確保ができたらということで、全体的には、戸数は十分に満足をしておりますが、その地区ごとに関しますと、まだその戸数に達していないというような地域もありますので、現在のところ、なかなか進まない住宅もありますということでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

なるだけ積極的に光市営住宅等長寿命化計画で用途廃止をされておられるんですから、 作業を進めていってほしいと思うんですが、また、計画をされとる中で、用途廃止され た住宅は、その後の跡地利用をどういうふうに考えておられますか。ただ、用途廃止し て空き地のまま置いとくというんじゃないと思うんですが、いかがでしょうか。

## ○沖本建築住宅課長

用途廃止後の住宅の跡地の活用についての御質問でございます。

跡地につきましては、今後、市営住宅等の建替え用地を含む行政財産として、または 市全体として有効に活用できないかというのを内部で検討するほか、売却という選択肢 も出てこようかと思っております。

以上でございます。

# ○大田委員

そういう用途廃止がそれだけあると。今現在、もう建替えなくちゃいけないという住 宅あると思うんですよ。何団地ぐらいありますか。

## ○沖本建築住宅課長

現在、光市営住宅等長寿命化計画では、建替えの対象としている団地といたしましては、溝呂井住宅を合わせまして8団地を計画しております。

以上でございます。

## ○大田委員

溝呂井住宅は、現地建替えじゃなくて新建替えで計画も進んでおるんですが、後の7 団地は現地建替えですかね。建替える場所が変わるんですかね。

#### ○沖本建築住宅課長

溝呂井住宅、幸町住宅については非現地での建替えと、光市営住宅等長寿命化計画では示しております。ほかの団地については、現地での建替えということでお示しをしております。

以上でございます。

#### ○大田委員

それは、建替えに対して、いつごろまでのという期間の設定はされておられますか。 ただ、建替えなくちゃいけないというだけの計画ですか。

#### ○沖本建築住宅課長

建替えの住宅に関しましては、何年度にここの住宅をという予定については、現在は 示しておりません。

# ○大田委員

せっかく、そういうように計画を立てられたんじゃから、いついつまでに建替えましょうという計画を立てられて、その計画に向かって進んでいくのがいいんではないかと思っております。よろしくお願いします。

終わります。

## 6 病院局関係分

- (1) 付託事件審查
- ①認定第2号 平成29年度光市病院事業決算について

# 説 明:桑田病院事業管理者 ~別紙 川崎病院局経営企画課長 ~別紙

# 質 疑

## ○大田委員

何点かあるんですが、5ページの大和病院のキャッシュフローの計算書の特別損失 213万6,000円、ちょっと私、聞き漏らしたのかもわかりませんが、その内訳を教えてほ しいんですが。

# ○田村大和総合病院業務課長

特別損失でございますけど、下のほうに施設利用権というのがございました。その中に受益者負担金がございましたが、これは病院の土地と浄化槽をつなぐ場合の負担金が発生したものでございます。これは昭和63年に病院周辺、平成4年から5年に医師住宅の官舎等をつないだものでございますが、ここで、経理上、6年間で減価償却をする必要がございました。減価償却を行っておりませんでしたので、6年以上経過しておりますので、特別損失で29年度に処理をいたしました。

## ○大田委員

もっとわかりやすく言ってほしいんですが。今、病院の住宅を計上しておったのに、 今までは上げていなかったのが、今回213万円の特別損失を上げたという理解でよろし いんですか。

#### ○田村大和総合病院業務課長

下水をつなぐ際に、受益者負担金というのが発生しますが、つないだときにお支払いをしております。3表の貸借対照表でございますけど、4ページの固定資産の(2)の3行目、施設利用権というのがございますけど、受益者負担金を支払ったときに、ここに213万6,232円計上しておりました。28年度まで上がっていますけど、29年度でゼロとなっております。本来であれば、毎年度、減価償却をする必要があったんですが、この処理が行われておりませんでしたので、6年で減価償却する必要があったんですが、6年を経過しておりますので、全額を29年度に特別損失として処理をいたしました。

#### ○大田委員

ある程度はわかったんですが。それで、各病院とも利益は上がっているんですよね。 1億7,000万円、1億6,000万円ですか。医師数は減っていないのに、入院患者が減っているというのはどういうことでしょうか。 光総合病院では28年度も29年度も医師が16人おられる。だけど入院患者は1日平均2.6人、総合で938人減っているんです。だから、どういうことなのかなと思って、ちょっとお聞きしたいなと思って。

# ○佐古光総合病院業務課長

入院患者数ですが、今、17ページの表にございます入院患者数で、内科の入院患者数が特に大きく減少しております。これの要因につきましては、次の18ページの外来のほうでございますが、こちらの内科の外来患者数が減っております。この内科の患者の減った理由といいますのが、医師が交代したというのも一つはあるとは思いますが、比較的軽症な患者さんにつきましては、地元の診療所へお返しするというか、逆紹介を進めています。その関係で外来患者数が減っております。その関係で入院のほうにも影響しているんではないかと考えております。

以上です。

## ○大田委員

それと、外来も患者が少なくなっているんです。整形外科と泌尿器科が、ぐんと増えているんですが、それの分析というのは何かされましたか。

## ○佐古光総合病院業務課長

泌尿器科につきましては、昨年までは結石破砕装置の使用というのが、医師の経験年数の都合上、行うことができませんでした。29年度からは医師の交代により経験年数を満たす医師が来られましたので、結石破砕装置の利用が可能となり、その関係で患者数が増えたのだと思われます。

整形外科につきましては、近隣の医療機関等の状況にもよるのではないかなと思います。比較的、光地域というのは、整形外科を標榜している診療所は少ないという関係もあり、光総合病院に集まっているのではないかと考えております。

以上です。

## ○大田委員

その逆は、どういうふうに考えておられますか。減っているところ。

#### ○佐古光総合病院業務課長

内科につきましては、先ほどお話したとおり、逆紹介により減っているのではないかと思われます。外科もマイナスとなっておりますが、こちら、すいません、詳しく分析ができておりませんが、外来患者数が減少しておりますが、収益が上がっておりますので、比較的軽症な患者さんが減ったのではないかなというふうに思われます。

以上です。

#### ○大田委員

眼科は。

## ○佐古光総合病院業務課長

眼科も同様ではないかなというふうに考えております。 以上です。

## ○大田委員

眼科が減ったのは軽度の患者が来ないから減ったという、そういう理解でよかったんですかね。

# ○佐古光総合病院業務課長

申しわけありません。詳しく分析ができておりませんので、軽症の患者さんが減った と断定はできませんが、そうではないかというふうに考えております。 以上です。

# ○大田委員

それで、眼科にしたって、外科にしたって、同じことなんですが、外来の患者が減ったのに収益が上がっているというのは、どういう分析でしょうか。

# ○佐古光総合病院業務課長

患者数につきましては、内科が1,752名減少ということになっており、収益のほうが955万9,000円の減少というふうになっております。整形外科につきましては、486名の増に対しまして1,001万6,000円の増加となっております。また、泌尿器科におきましても、459名の増で997万1,000円の増となっております。

患者数につきましては、内科の減少が大きく影響しているのではないかと思います。 収益に関しましては、内科が950万円程度マイナスではございますが、整形外科の 1,000万円、泌尿器科の約1,000万円、こちらのほうの影響で最終的に収益が増加してい るのではないかと思われます。

以上です。

# ○大田委員

それはわかった。外科の691人減って330万円も増えていると。眼科の135人減って464 万円増えていると。その分析はどうなっているんですかとお聞きしたんです。

#### ○佐古光総合病院業務課長

外科につきましては、外来化学療法等、高額な医療費がかかる患者さんにつきましては微増しております。それと、最近、高額な抗がん剤の採用が増えておりますので、その辺の影響で収益のほうが上がっているのではないかと考えております。

眼科につきましては、すいません、細かい分析ができておりませんので、申しわけあ

りませんが、以上です。

## ○桑田病院事業管理者

外科のほう、今、言いましたけど、やはり外来での薬剤費、かなりよく効くんですけど、高額になってきていますので、そう意味で、やはり高くなっているのだと思います。 眼科は、これは誤差範囲だと思いますけど。年によっては、ちょっと低いとか、上がるとか下がると思いますけど、同程度と考えていいんじゃないかと思いますけど。

## ○大田委員

でも数字で464万円って上がっているんですよね。これを同程度と考える、そしたら違うというのは1,000万円以上になったら違うという考えでいいんですか。

## ○桑田病院事業管理者

僕が言うのは、眼科のほうで、今言われたように、患者数は減っているけども収益的にはふえているということ。ということは、いわゆる減っていっても、その分だけ一つ一つの単価は上がってきているということだと思うんですけども、だけど、はっきり言って増減率0.9%なんです。それを減っただ、ふえただっていうことは、余り考えなくていいんじゃないかと僕は思っていますけど。

# ○大田委員

今、前年度も減っているのに収益が上がっているといったら、単価の改正で上がったとか、いろいろ言われたんですけど、ということは、毎年単価の改正があるんかなと思ってお聞きしたんです。多分、今、高額の薬のためとかいう御答弁だったんですが、薬というのは、毎回毎回試験をして、いい薬が出るから、それで上がる。それはわかるんですけど、診察でというのがよくわからないんです。薬の単価で上がるっていうのは、薬局に行って、その薬をもろうてやるんじゃろうと思うんです。私の考え、違うんですかね。

# ○桑田病院事業管理者

単価と患者数なんですけど、例えば患者数が減れば単価は上がるような感じになって くるんです。

## ○田村光総合病院事務部長

まず、今の外科の話から申し上げますと、先ほど課長のほうが外来化学療法とか言いましたけども、点滴でがん治療を行う部分なんですけれども、そこは高額な注射薬施行とかになりますが、それを外来でやると、どうしても外来の金額が高くなります。実際に、それを外来でやるか、入院でやるか、それはまた患者さん自体が入院して続けていくのか、外来で済ましていくのか、最近は外来で済ませて家に帰られる方がふえています。ということで、入院患者が減って、外来患者が減ったけども、金額的には高くなる。

金額的には、1日当たりが高くなるので、年間にしたら高くなるということです。

先ほど眼科の部分でちょっと気になったのは、おととしくらいに機械の更新が若干ありまして、例えば、専門的に言いますと、眼底をやっている患者さんに、気になるから精密眼底ができるとすると、その眼底をやっている患者さんの精密眼底をする、例えば1人当たりでも900円、その程度の分を何名かやると、どうしてもこういう金額になるので、その辺の高低差というのは、毎年の流れとして見るべきじゃないかなということを言われていると思います。

## ○大田委員

了解しました。終わります。

## ○磯部委員

すみません、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

19ページなんですけれども、大和総合病院の歯科口腔外科の入院患者さん、非常に先生が2人体制になって、いい手術をしていただいているおかげで、下の入院費用も単価が上がっているんだろうなとは思ったんですけれども、非常に、入院患者さんだけじゃなくて、外来患者さんも減っておりまして、特に入院患者さんが激減しているんですが、何か理由がございますか。

# ○田村大和総合病院業務課長

歯科口腔外科でございますけど、初診患者数も紹介患者数も減少しております。これは近隣の病院に歯科口腔外科ができたことも理由ではなかろうかと思います。先ほど言われました入院単価の増加ですけど、手術件数が平成28年は16件、平成29年度は36件と大変増加しております。その影響で手術の平均単価も6,500円程度上がっておりますので、単価の上昇は手術が理由だと考えております。

# ○磯部委員

周辺の病院、周東病院あたりですかね。あそこに口腔外科がなかったものがあったということで、そちらのほうに柳井近辺の患者さんが流れたのかなというふうに思います。しかしながら、2人態勢で先生方、いい手術等々をされて、光市医師会もこちらに紹介をしていただいていると思っておりますので、今後とも、このあたりの数字は見ていきたいと思っております。

もう一つ、21ページなんですけれども、前年度も決算のときにお聞きしたんですが、 光、大和のそれぞれの救急の受け入れ件数をお知らせいただきたいと思います。

#### ○佐古光総合病院業務課長

救急の受け入れ件数ですが、平成29年度は3,674件を受け入れております。 以上です。

# ○田村大和総合病院業務課長

大和病院の救急車の受け入れ件数ですけど、43件でございます。

## ○磯部委員

わかりました。

最後に1点、16ページの訪問看護サービス利用者数、以前も確認をさせていただいたんですけれども、非常に増減率が下がっておりますが、このあたりの収支バランスというのはどのように考えていらっしゃいますか。以前、費用と収益の関係が非常にどうなのかなというふうなことがございましたけれど、今はどのようになっていらっしゃるか。そこだけ確認をさせてください。

## ○田村大和総合病院業務課長

訪問看護ステーションの収支でございますけど、収入のほうは決算書のほうに載っておりますが、費用のほうですけど、ほとんどが給与費と考えております。平成29年度は再任用の職員1名とパート職員1名でこの業務に当たっております。給与費としましては、460万円程度と考えておりますので、収支としては収入のほうが上回っていると考えております。

## ○岸本委員

1点ほど質問させていただきます。 7ページ、医師の給与についてですけど、光市の 医師の給料というのは、他市と比べてどのような位置にあるのでしょうか。御質問いた します。平均より上か下か、もしわかれば。

## ○西村病院局管理部長

大体、県内公立病院ございますけれども、その平均ぐらいだろうというふうに考えています。

以上です。

# ○岸本委員

給与を高くすれば山大からの派遣が増えるというふうなことはないんでしょうか。

#### ○桑田病院事業管理者

山大から給料を上げたら来るかということに関しては、多分ないと思います。

## ○岸本委員

ないですか。終わります。

#### ○西村委員

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、決算で今、報告を聞いて、決算の審査

書を読ませていただいて、当年度利益は光・大和で2億8,000万円、金額が出ていますけども、これは単純に現金52億円に加えて貯金をしたという考え方でよろしいんですか。処分案が書いてないので、どうするのかなと。純利益が出たのはわかりましたけど、そこのお金の行方、それはどういうふうに処分するのかというのを、ちょっと確認させてください。

## ○西村病院局管理部長

確かに、光・大和で純利益が出ておりますけれども、病院事業全体で考えますと、まだ累積欠損金がある状況でございますので、それに補填をするということでございます。 以上です。

## ○西村委員

それは特段、先ほど川崎さんの説明の中にも、若干、欠損金の話、出ましたけども、自然にそういうふうな会計になるという理解でよろしいんですか。特段、2億8,000万円の純利益が出ましたと。ただし、欠損金が23億円あるので、それを返してくという考え方で。会計上はよそから借りている金じゃないので、要は欠損金の数字を差し引いていく。だから、5億9,000万円ほどキャッシュフローで、お金は残っている、増えているわけじゃないですか。だから、会計上はそういうふうな欠損金を埋めるというお金に純利益が出たものは使っていくんだという理解でよろしいですか。

#### ○西村病院局管理部長

今、委員さんが言われたとおりでございまして、欠損金がある場合は、まず先にそれ を埋めていくというのが経理の方法でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございました。よくわかりました。

討 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

②認定第3号 平成29年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明:原田介護老人保健施設事務係長 ~別紙

## 質疑

○笹井委員

では、老健施設について、昨年のこの議会でも、大分、細かく聞きましたが、引き続きましてお伺いをさせていただきます。まず、決算についての全国との比較をお聞きしたいんですが、全国調査ですと、人件費率、経費率、事業収益対事業利益率みたいなものが出ておるようでございますが、これについて、光の老健施設の数値はいくらになりますでしょうか。そして、全国の調査数値とあわせてお尋ねいたします。

## ○原田介護老人保健施設事務係長

お答えいたします。

全国の数値としましては、独立行政法人福祉機構が平成30年1月31日に出している開設1年以上を経過している950施設を対象とした平成28年度分の介護老人保健施設の経営分析のレポートとなりますが、今回、当施設が今から申し上げる数値に関しては、平成29年度決算のため、平成29年度決算の数値で算出しておりますので、多少、差がありますが、そのあたりは御了承いただけたらと思います。

それでは、人件費率から申し上げます。全国平均は57.9%、まほろばは77.7%になります。次に、経費率でございますが、全国では19.6%、まほろばでは14.6%となります。事業収益対事業利益率につきましては、全国は6.8%、まほろばはマイナス17.4%となっております。

以上になります。

# ○笹井委員

わかりました。私も今上げられた調査報告書は自分のルートで見ていまして、確認しておるんですが、この調査によりますと、全国950施設のうち、赤字の施設が18.5%ということになっておりますが、そういう認識でよろしいか。そして、当然、光市のまほろばは、この赤字の施設の中の1施設という認識でよろしいでしょうか。

#### ○原田介護老人保健施設事務係長

議員さんのおっしゃられたとおり、赤字割合としては全国平均では18.5%となっております。ただ、この内訳として、当施設に関しては従来型となっておりますので、従来型施設としては19%という内の一つの施設となっております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。全国的に見ると、8割の施設はきちんと黒字を出しておると。平均すると6.8%の利益があるけれども、まほろばについては赤字基調ということがわかりました。

もうちょっと、昨年の質問とあわせて聞きますけど、人件費率が高い理由については、 昨年、私がお尋ねしたときは、人数は適切だが、個々人の給料が他の老人福祉施設と比 べて高いというふうな回答を確かいただいたと思うんですけれども、人件費率が高い理 由というのは、個々の職員の給与が高いからということでよろしいでしょうか。

# ○原田介護老人保健施設事務係長

28年度にも同様の答弁をしているとは思いますけれども、人件費率のほうは、民間企業に対しては公営企業の職員、当施設の職員は一人一人の金額は高いと認識しております。ただ、産業別の介護職員の給与は、全産業よりも10万円低くなっておりますので、全産業の職員と比べると同様の金額になっていると認識しております。

以上になります。

# ○笹井委員

わかりました。スタッフの人員配置については、今の配置で適切とお考えでしょうか。 それとも、まだ多すぎる、少なすぎるというような、過不足がありますでしょうか。

# ○原田介護老人保健施設事務係長

人員配置につきましては、私個人としては少ないと考えておりますが、ただ、本当に 給与費を上げないために、ぎりぎりの人数で運営していると認識しております。 以上です。

#### ○笹井委員

老健施設というのは、入所者、通所者に対して診療報酬は定額でもらえますから、入所者、通所者の数が確保できておれば、収入のほうはほぼ決まってくるわけです。それで、後は支出のほうをどういうふうにやりくりするかで、黒字か赤字かが結果的に出てくると思っております。

去年もお尋ねしたから、大体、わかっておるんですけど、まず、入りのほうは、もう 入所は満床と。通所は若干差がありますけど、ボリューム的には小さいので。満床の施 設で運営しているけど、今の体制、今のスタッフ、今の給料で運営すると、もう赤字で あるというのは、ここ何年かの傾向であります。

そこでお尋ねしますが、今回、単年で4,300万円の赤が出ておるわけですが、このような状態が今のまま続けば、いつかお金が資金ショートするんじゃないかと思うんですけれども、今のままの状態が続けば、いつごろ資金ショートするんでしょうか。

# ○原田介護老人保健施設事務係長

この赤字決算が続くようであれば、今後、2020年にフロンガス生産中止に伴うエアコンの更新や給湯器等の更新を予定しているんですけれども、その更新もあわせて行った場合に関して、同様の赤字が続いた場合には、今の試算では平成33年から34年には現金がなくなる試算となっております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。参考資料の2ページの下段のほうを見れば、今年度の赤字がいくらで、

残った未処分利益剰余金がいくらかわかっていますので、私が計算しても、大体それぐらいになるのかなと思ったところです。でも、今のままの状態でやると、もう先は見えておるわけですが、まほろばさんの経営について、これまで民営化というようなことを議論されたことがありますでしょうか。

# ○小田大和総合病院事務部長

民営化等について議論したことはありません。ですが、ここ最近、赤字が続いておりますので、抜本的な改革なりが必要であるというような認識は持っております。今後、他の方策も検討して、議論してまいりたいと考えております。

# ○笹井委員

赤字を議論するに当たって、ある材料は一通り議論しておかないといけないと思うんですけど、過去には市の一般会計から利子相当分だったか、過去に、まほろばさんに繰り出しておった時期があったと思いますけど、それはいつごろまで、いくら繰り出されておったか。そして、それがなくなった理由についても、わかれば教えてください。

# ○原田介護老人保健施設事務係長

企業債償還利息分の補助分につきましては、平成24年度から繰り入れがなくなっております。当施設としては、繰り入れをお願いしていたんですけれども、なかなか難しいということで、繰り入れ分がなくなったと認識しております。 以上です。

#### ○笹井委員

繰り入れ分が止まった段階で、そこで経営的な方向というのは、結局、出ずに止まったんでしょうか。また、止めた原因、これは市の財政当局のほうでないと、止めた側でないとわからないと思いますけど、そこはどういうふうな方向性をもって、24年に繰り入れを中止したのか。そこをわかれば教えてください。

#### ○森重副市長

介護老人保健施設については、合併と同時に、病院局にその経営をお願いをした経緯がございます。そうした中、先ほど係長のほうから説明のあったとおり、平成23年度までは元利償還金について繰り入れを、一般会計からすれば繰り出しをしていたというところでございます。

議員、御案内のとおり、この介護老人保健施設については、公営企業法の繰り出し基準は、ないわけでありますが、従前、設置した自治体においては、元利償還をしていたという経緯があったことから、このあたりを踏まえて、市としてどうするのかというようなことを検討した結果、平成24年度からは、元金については繰り出しをするけれども、利息相当額については経営努力でしていただきたいというお願いをした上で、今の現状に至っているわけであります。

赤字の要因の一つには、やはり一般会計から約1,200万円余りの利息相当額が入っておりませんから、その部分は赤字というか、収入として不足をしていくのだろうなという予測はしておりました。その後、近隣のこういった老健施設が民間でもできてくる。現場は一生懸命、それこそ血のにじむような努力をしていただいておるにもかかわらず、このような状況が続いておることは、やはり光市としては病院局に対して、大変申しわけないと思っております。

今後は、先ほど、まほろばの事務長も話をしたとおり、さまざまな観点から総合的に検討していかなければならないと思っております。しかしながら、冒頭、係長からも事業報告の中であったとおり、2025年問題というのは、我々としても避けては通れない大きな課題であります。その中で、高齢者の受け皿づくりという視点も必要になってまいりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

# ○笹井委員

24年に繰り出しの部分をとめられたことについては、その後の経営状態を分析するために、24年から今30年ですから、決算でいえば29年ですから、その後の経営を分析するには十分な時間があるかと思います。

まほろばさんの努力につきましては、もう基本的に満床を常に確保されておるということで、運営側の努力というのは、私は十分認められるところだと思っています。ただ、やはり普通の老健施設であれば、満床であれば、当然、利益が出るはずなんです。民間施設は利益を出して、さらに建設費の償還までやっておるわけですが、この決算であるように、満床だけれども赤字と。やはり、スタッフ的には少ないぐらいだと、先ほどそういう分析もありましたけど、人件費率が高くて給与が高いという、この構造を何とかしないと、もうあと何年かでショートしてしまうということは見えているわけですから、私の考えとしては、やはり民営化等を、もう検討する段階に来ておるんではないかと、指摘をさせていただきまして終わります。

#### ○西村委員

今、副市長からも答弁いただきましたが、平成24年当時、こういう繰り出しの変更をしたのは議会の承認を得てしたわけでございますので、現場の方に全ての責任があるとは私どもは思っておりません。ただ、先ほども病院会計の決算で御質問させていただきましたが、光市立病院、全体から見ると、確かにセグメントで分けて、大和のほうには欠損があるわけですが、光総合のほうには欠損がないわけですので、本当はもうちょっと細かく聞きたかったんですけども、大和のほうの欠損を1億6,000万円ぐらい消している勘定になるんですかね。そうすると、2億8,000万円のうち、光総合のほうに分けたセグメントのほうは、実は欠損は消していない。そうすると、そういう資金を一般会計からのほうの繰り出し基準が、ルールがないわけですから、面倒を見られている光総合のほうから繰り出しをして、いわゆるこの老健施設を援助してあげるという考え方はないのか、お尋ねいたします。

# ○西村病院局管理部長

まず、病院事業というのがございます。まほろばは介護老人保健事業ということで、 それぞれが市が設置した事業でございます。ですので、繰り出しをする場合は、市のほ うがするというのが原則であると考えております。

以上です。

# ○西村委員

それでは、もう1点お尋ねしますが、以前、市立病院のほうから企業会計の水道局に 資金を貸した経緯があります。安い金利だったと思いますが、そういう形で、このまほ ろばを支援することはできないのでしょうか、お尋ねします。

# ○西村病院局管理部長

資金をお貸しするということは可能ではございます。

# ○西村委員

いずれにしましても、もうキャッシュが2億7,000万円で底をついてきていますので、何らかの形で、やはり同じ医業といいますか、スタッフも共用しているところもあるように思っていますので、何らかの形で光総合も支援の方法を、あるいは市のほうも支援のほうを検討をしていただきたいと要望をいたします。

以上です。

#### ○大田委員

今の続きなんですけど、病院局は3局を管理されてやっておられるんだから、市のほうから繰り出ししてもらわんにゃいけんという考えと、管理しておるところの考えと、ちょっと違うように思うんですが。

#### ○西村病院局管理部長

先ほどお答えしたとおりでございまして、設置したのは市でございます。設置した責任というのは、当然、市にあるわけでございますので、繰り出しについては、市のほうが行うというのが原則だというふうに考えております。

### ○大田委員

全部適用じゃないんですか、今は。

### ○西村病院局管理部長

地方公営企業法の全部を適用しております。

### ○大田委員

その中で管理は病院局が管理をされているわけでしょう。

# ○西村病院局管理部長

管理は病院がしております。設置したのは市でございます。

### ○大田委員

大和総合病院、光総合病院も、一応、設置、開設者は市ですいね。まほろばも設置開設者は市でしょう。市長でしょう。管理は管理局が行っているんでしょう。だから経営管理を行っているということでしょう。だから、まほろばも経営管理、一緒に見てもいいんじゃないんですか。設置が市だから市が見るのが当然。

#### ○西村病院局管理部長

経営管理と、いわゆる繰り出しを切り離して考えていただきたいんですが、病院、もちろんまほろばについても、地方公営企業法を適用しておりますので、当然、今、管理者がおられますが、今、管理者が経営を管理はしております。ただ、それは経営をしているということでございまして、設置自体は市が行った施設でございますから、その辺で、負担というものは、やはり公営企業、我々が負担しなければいけない部分、それと市が負担しなければいけない部分というのが、当然、地方公営企業法にもちゃんと定められておりますので、その原則でいきますと、いわゆる設置者が負担すべきものは設置者が行うというのが基本原則だというふうに考えております。

# ○大田委員

今、管理者は赤字経営になっているのを、どう責任とるんですか。前管理者は、経営するに当たって、黒字をさすことによって、赤字経営をさせないようにするという答弁をされていたんですよね。

#### ○西村病院局管理部長

確かに、今、赤字でございます。今後、これについては、その赤字を縮減する、また、 それ以外の方法、いろんな方法を考えて、今後の経営のあり方等の問題につきましては、 開設者とも相談しながら、今から検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○大田委員

終わります。

計 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

③議案第61号 平成30年度光市病院事業会計補正予算 (第1号)

説 明:川崎病院局経営企画課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

④議案第62号 平成30年度光市介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)

説 明:原田介護老人保健施設事務係長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

### 質疑

#### ○大田委員

ちょっとお聞きするんですが、実施設計も議会で承認したんですが、設計、今つくっておられる建物について、ちょっとお聞きしたいんですが、1階のところに売店があって、その奥に講堂があるんです。講堂は何のために使われるんですか。

### ○川崎病院局経営企画課長

講堂については、基本設計の中に市民公開講座の開催等を通じて、開かれた病院づくり、また、病院職員以外にも利用ということで、休日の利用等を想定した、誰にも使いやすい講堂ということで、休日にも市民講座等を使用すること等を想定して講堂を設置しております。

#### ○大田委員

その休日使用は、今現在も光総合病院でやっておられるんですか。

#### ○川崎病院局経営企画課長

現在、私が認識しておりますのは、毎月第3土曜日に市民向けのCPR、人工呼吸、 救命の関係の講座を開いておられるのを認識しております。

# ○大田委員

それは何人ぐらい、30人か50人くらいの感じで来て使用されておられるんですか。

# ○川崎病院局経営企画課長

申しわけございません。人数については把握しておりません。現在、資料を持ち合わせておりません。

# ○大田委員

この講堂の設計、図面を見ると、最低でもそのくらいの人間を想定した講堂の規模になっているんです。だからお聞きしたんですが。

# ○田村光総合病院事務部長

まず、先ほどのファミリーアンドフレンズCPRの件ですけれども、対応する職員も必要なので、最大数が24名としております。実際に来られているのは、把握は今できていないと言いましたが、20名いくか、いかないかというふうには聞いています。皆さんもできるだけ参加していただければと思いますので、よろしくお願いします。

新病院の講堂に関しては、このCPRは当然ですけれども、今、実際、光の病院のほうで健康出前講座を実施しています。現状では2カ月に一、二度ぐらい出向いてやっていますけども、その講座を、できれば病院内でやっていきたいと考えています。そうすることによって、医療職、特に医師の場合は出ることがなかなか難しいので、院内であればできるかなというふうに思います。そのあたりでは、講座になりますので、人数は、ある程度増やせるかなと。極力、市民の方にも来ていただきたいので、そういう1階の広い場所を設置させていただきました。

#### ○大田委員

医師、看護師、事務方の、当然、会議なんかがあると思うんですが、それは別の部屋ですか。

### ○田村光総合病院事務部長

各部門の会議が別にありますけども、それともう一つ、4階のほうにも一応、会議室という部分がございます。病院全体でやる会議をどちらでやるかというのは、まだはっきりは確定はしていません。

#### ○大田委員

なぜ、これを聞くかというと、この講堂、何をするんかなと。講堂とすれば、要するに、医師なんかが会議をする場だろうという想像のもとに、今、お聞きしたんです。そうしたら、ここの1階に無理に設ける必要はないんじゃないかなということを思ってさせてもらったんですが、だいしょう、そういうふうな出前講座やら日曜講座とかやられ

ると。今から使うために、外部から入ってこられたら、4 階までどかどかと入っていくより 1 階のほうがという感じでつくられたんだなというのは理解しました。終わります。

# 7 経済部関係

- (1) 付託事件審查
- ①議案第63号 光市本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例 の一部を改正する条例

説 明:芳岡商工観光課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第58号 平成30年度光市一般会計補正予算(第4号)

説 明:弥益農林水産課長 ~別紙

### 質疑

# ○大田委員

12ページの治山費の中で、小規模治山工事の、5月の豪雨で崩れた三井地区というふうになったんですけど、ちょっと詳しく教えてほしいんですが。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

それでは、小規模治山事業600万円の詳細な説明でございますが、まず、小規模治山事業の採択基準として、1箇所当たりの事業費が100万円以上600万円未満で、原則として人家2戸以上に直接被害を与えると認められるものとなっております。この被害が認められる箇所について、被災箇所からの距離が崩壊した法高の5倍の距離までのエリアで、また、崩壊した法面の端から両側に向けて45度の角度に広げたエリアを基本としております。

当該案件につきましては、5月豪雨により被災した箇所で、地元から事業実施に係る申請があり、現地を調査した結果、保全対象となる人家戸数並びに事業費が採択基準を満たしていることから、小規模治山事業として実施するため、今回補正を行ったものでございます。

以上でございます。

### ○大田委員

今、最大が600万円未満というふうに言われましたが、この工事では100%、600万円 出ているんですが、これによって個人負担、地元負担、何ぼかあるんでしょうか。 ○西村農林水産課農林水産技術担当課長 事業費600万円の25%となる150万円が地元負担となります。

# ○大田委員

ということは、合計で750万円の工事をやるという解釈でよろしゅうございますか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

事業費600万円の25%、つまり150万円が地元負担で、残りの450万円が県・市の負担となります。

以上でございます。

# ○大田委員

6ページの収入のところに、小規模治山分担金150万円と歳入でなっているが、これが該当したという解釈でよろしゅうございますか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長 そのとおりでございます。

# ○大田委員

了解しました。

次に、12ページの一番最後のところ、機械器具借上料が2,500万円上がっているんですが、これ7月の豪雨の、これからの分というふうに説明があったと思うんですが、どのぐらいの機械器具の量と、期間はどのぐらいを想定されているのでしょうか。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

機械器具借り上げ料2,500万円についてのお尋ねと思いますが、これは緊急性が低い 道路、水路に堆積いたしました土砂を撤去するための費用でございます。全体で52件の 道水路の土砂撤去を行うことしております。期間につきましては、今回、補正が認めら れた後に、随時実施していく予定としております。

以上でございます。

#### ○大田委員

その下の単独の市の災害復旧工事3,000万円上げているんですが、具体的には農道や ら水路だろうと思うんですが、何件分ぐらいあるんですか。

### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

市単独事業、災害復旧工事費3,000万円の実施件数でございますが、道路、水路合わせまして98件となっております。

以上でございます。

# ○大田委員

これに対する個人負担というのはあるんでしょうか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長 個人負担はございません。

# ○大田委員

次のページの国庫補助事業の災害復旧1億9,000万円に対しては、確か5月と7月の 豪雨で被災したというふうな説明だったと思うんですが、5月で何件ぐらいで、7月が 何件ぐらいあるんでしょうか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

5月豪雨に伴うものが3件、そして7月豪雨に伴うものが農業用施設79件、農地15件となっております。

# ○大田委員

これは、農道は当然やるが、農地というのは、畑やら田んぼで、田んぼだったら、当然、収穫ができないようになっているんですが、それは補償もあるんでしょうか。

### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

対象となるのは、農地の復旧費用に要するもののみでございます。 以上でございます。

#### ○大田委員

了解しました。なるだけ早い復旧をお願いしたいと思います。

それともう一つ、歳入の部で6ページ、太い金額が入っているんですよね。1,500万円、現年度耕地災害復旧分担金、何か今、ちらっと聞いたら、個人とか地元で負担をするというような説明だったと思うんですが、そこのところをもう少し具体的に教えてください。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

現年度耕地災害復旧費分担金1,500万円でございますが、これは、さきに御説明いたしましたとおり、国庫補助事業で実施いたします農地災害の復旧に係る地元分担金でございます。具体的には、農地災害復旧事業15件分の費用3,000万円の50%に相当するものでございます。

以上でございます。

### ○大田委員

30%、1,500万円ということは、地元、これは多分1件じゃないと思うんですが、何件分ぐらいで分担するようになるんですか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

農地災害は1つの農地に対して所有者は1人なので、1箇所の復旧費用に対して50%を地元の方が御負担することになります。

# ○大田委員

ということは、1,500万円は個人で負担すると。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

この1,500万円は、農地災害復旧工事15件分の費用の50%となっており、箇所ごとに 異なりますので、1箇所あたりの個人負担額は1,500万円の約15分の1程度と考えてい ただければご理解いただけるのではないかと思います。

以上でございます。

# ○大田委員

それにしても100万円ぐらい、随分出ていくんだなと思います。よろしくお願いしま す。終わります。

計 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

# 質 疑

#### ○萬谷委員

それでは、最初に私から質問させていただきます。委員会を代表してというところもあるんですが、昨日、土砂災害特別警戒区域に立地する住宅の災害対策についての要望ということで、陳情者2名、お越しいただきまして、私どももいろいろ質問をいたしまして、いろいろやらせていただきました。その中で、特に御本人たちが思っていたこと、まず一つお聞きしたいと思います。土砂災害撤去費用や応急措置費用は市の負担にしていただくよう求めますというふうに要望されております。その辺のお考えをお示しいただければと思います。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

御質問のお答えですが、先日の一般質問で部長がお答えしておりますように、土砂災 害という問題については、根本的な視点から考えていく必要があるのではないかと思っ ております。林業の担い手の減少、あるいは森林所有者の手入れの不足などによって、 今、全国的に森林の荒廃が進んでおり、それが土砂災害の一因になっていると言われて おります。御存じのように、森林は生物多様性の保全や土砂災害の防止、土壌保全機能、 水源の涵養など、多くの多面的機能を持っております。つまり、自然災害の防止には、 森林の多面的機能を十分に発揮できるような仕組みづくりが何より必要であり、現在、 国においても、こうした仕組みづくりの導入を進めているところでございます。

このため、本市におきましては、こうした国の政策動向を踏まえつつ、そうした多面 的機能の発揮、回復に資するような施策を検討していく必要があると考えております。 以上でございます。

# ○萬谷委員

お考えはよくわかりました。

ちょっと次に行きます。もう一つ、今回、土砂災害、簡単に言えば、がけ崩れを起こしたところに対して、先ほど補正予算のときにもお答えは若干いただきましたけれども、改めて治山事業に関してのお考え方、市の考え方とか、法的なところも含めて、ちょっと教えていただければと思います。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

小規模治山事業の採択基準についてのお尋ねと思われますが、先ほど説明の繰り返しになりますが、まず1箇所当たりの事業費が100万円以上600万円未満で、原則として人家が2戸以上に直接被害を与えると認められるものが採択基準となっております。直接被害を与えると認められる箇所につきましては、先ほどの繰り返しとなりますが、被災箇所からの距離が、崩壊した法面の高さの5倍の距離までのエリアで、また、崩壊した法面の端から両側に45度の角度まで広げたエリアを基本としております。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

それは、基本的には先ほど4分の1の自己負担があるというのは同じでいいんですよね。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長 はい、同様でございます。

#### ○萬谷委員

これは市単独で決められるものなのでしょうか。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

小規模治山事業は県の補助事業となっておりますので、県の方に申請いたしまして、 採択されなければ、実施することはできません。 以上でございます。

# ○萬谷委員

わかりました。大きなところは、今、聞かせていただきましたので、細かいところは皆さんにまた質問していただこうとは思うんですが、今の採択基準をお聞きすると、私としては、今回、できるのではないかと思っておりますので、いろいろと大変なこともお聞きしまして、感情的にはなっちゃいけないんですけども、何とかしてあげたいなという気持ちは少しありましたので、もし何かありましたら、またお取り組みのほうをよろしくお願いしたいと思います。

私は以上です。

# ○岸本委員

今の萬谷委員の質問に対しまして、ちょっと補足的な質問なんですけど、県に申請した場合、認可がおりるのは、どのくらい期間がかかるんでしょうか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

申請後、県の裁量に委ねられることとなりますが、2か月、3か月ぐらいが一般的ではないかと思います。

# ○岸本委員

先ほど、高さが5倍以上、幅が45度の角度で2軒以上ということで、そういう要件に当てはまれば、小規模治山というのは、県の補助金というのは100%おりるんでしょうか。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

採択基準に該当すれば、実施することは可能となりますが、県の方にも予算がございますので、その予算の範囲内での採択になると思われます。

以上でございます。

#### ○岸本委員

そしたら、その年度の予算がなければ、次年度に繰り越してしまうということになる んでしょうか。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

予算の範囲内での実施となりますので、引き続き、次年度に繰り越されることとなります。

以上でございます。

#### ○岸本委員

ありがとうございました。

# ○大田委員

ちょっと質問なんですが、600万円で150万円自己負担というて、もし、自己負担が出せないから、450万円で仕事をしてくれということはできるんですか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

治山事業は、あくまで防災面の安全対策でございますので、万全な対策としなければならず、部分的な施工では安全確保が十分に図れない場合もございますので、現場条件によっても異なると思いますが、安全が確保できるように復旧することが望ましいと考えております。

以上でございます。

# ○大田委員

もし、個人の負担が150万円は高いから見られないよという場合は、治山事業として は認められないという解釈になるんですかね。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

その辺りについては、所有者の方と協議、調整の上、決定されていくものであると考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

当たり前にやろうとしたら、地元の人に粘り強く交渉してからやってもらわんにゃいけんと、そういうことになるわけですね。了解しました。

### ○笹井委員

引き続いて、治山事業についてお聞きます。

まず、今の質問で、私なりに理解が及ばぬところを聞くんですが、先ほどの同僚議員の回答で、治山事業の申請をして、認可はどれぐらいかということで、二、三カ月というふうにおっしゃったと思います。県予算の予算枠の件はまた別だったですけども、建設部の道路災害復旧のときの通行止めの工事の期間はどれくらいかと聞いたところ、査定は何とか年度内と。その後、工事が4カ月かかると。だから来年の夏になるというふうなことを聞きました。部局が全然、県も市も違いますけれども、治山事業については、今の二、三カ月であれば、年内にきちんと申請して、査定を受ければ、年度内ぐらいに工事が終わるかにとれるような、この数字なんですけれども、そういうスケジュールで、予算枠はまた別にしますけど、一応、スケジュール的にはそういう形で進むんでしょうか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

県の予算状況を確認してみなければわかりませんが、年度内に完了するというのは、 現時点では困難であるなと考えております。

# ○笹井委員

わかりました。県予算については、私ども、さすがに県予算の補正がどうなっておるか把握していないんですが、ただ、県も災害を受けて、いくつかの補正があったと聞いておりますが、この治山事業については、どれぐらいの補正をされたか。そして、今ある現状の治山の予定量に大丈夫かという、その辺の把握というのは、市のほうではされていますでしょうか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

小規模治山事業について、県の方で今回、公表しております補正額及び箇所数は1億8,930万円で78箇所となっております。

# ○笹井委員

その78箇所の補正は光市の分が十分対応できるほどの補正なのか、それともまだまだ それでも予算枠に入らなくて、積み残しが出るのか。その辺、市の認識はありますでし ようか。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

県内全体の合計箇所数でございますので、現段階では、どの程度、光市が確保できる のかについては定かではありません。

以上でございます。

### ○笹井委員

わかりました。

では、ちょっと小規模治山の制度の考え方を聞きます。さっき、該当要件は2回にわたって説明を受けましたので、よく理解できました。事業費が下、100万円以上というところも理解しました。であるなら、100万円未満、あるいは家1軒の崩壊については、これはもう基本的に治山事業、行政対応なしに個人対応という考えになるんでしょうか。そこを救える現行制度はあるんでしょうか。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

原則的に事業費が100万円未満、あるいは、保全対象が1戸の場合は個人対応となります。また、現行制度において、それを救える制度はございません。

# ○笹井委員

わかりました。

このたび、陳情の質疑の中で、私どもも随分勉強させていただいたんですが、岩国市とか萩市には、市による単独事業で土砂撤去の補助制度を持っておるというふうに聞きました。光市さんも県内の状況は、大体、どういう制度でも横並びで把握をされておってと思いますが、県内でそういう土砂撤去の単独自治体制度については、今の2自治体があるということでよろしいんでしょうか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

萩市と岩国市の2自治体のみであると把握しております。

#### ○笹井委員

わかりました。光市にないというのは、それはつくっていないからないということだ と思います。

これもわかればですけど、福祉保健部のほうの質疑で、社協のほうから水害については見舞金がおりるということで、各案内があるわけですけど、土砂崩れについては、特に見舞金制度みたいなものは、現行ありますでしょうか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

経済部にはそのような制度はございません。

# ○笹井委員

わかりました。もう福祉のほうの制度で、対象は恐らくないと私も認識はしておるんですけど、少なくとも経済部の認識している範囲ではないということですね。水害には見舞金があるけど、土砂崩壊にはないという、ちょっとその辺は私なりにいいのかなという疑問は持っております。

それから、今回の災害で小野橋が壊れております。小野橋は、聞くところによると農道橋ということで、こちらのほうの管理であるということなので、お尋ねするんですが、小野橋について、農道橋ということは農業者の利用があるから農道橋ということなんですけど、農業者の利用について、どれくらいあるかという把握はされていますでしょうか。また、その利用されている方から、今回の災害に当たって、復旧とかの要望が上がっておるかどうか。把握されておれば教えてください。

#### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

小野橋の利用について、現状、受益者1戸の利用があることは確認しております。また、今のところ、復旧に対する要望については受付けておりません。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。とりあえず歳入関係終わります。

#### 〇西村委員

具体的にお尋ねしますが、昨日、グリーンビレッジ自治会から要望書が出ましたが、 僕はこの現場を見に行ってないんですけれども、写真を拝見するところ、どうも小規模 治山工事に該当しそうな感じなんですが、これは、この案件を対象に、小規模治山工事 の申請をされるおつもりなのか、もうしたのか、これは可能性がないのか。その辺、ちょっと教えてもらえますか。

# ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

小規模治山事業の申請につきましては、これから詳細な測量調査を実施いたしまして、 現地が本当に採択基準に合致しているのかどうかを検証した上で、申請を行っていく予 定としております。

# ○西村委員

所管としては、ここの現場は現地に入ってごらんになっていますか。

○西村農林水産課農林水産技術担当課長 被災の通報を受けた段階で現地は確認しております。

# ○西村委員

詳細な測量や設計をした上で判断をということですが、今の段階で、この小規模治山の可能性はあるというふうに見込まれていますか。それもわかりませんか。見込みでいいですよ。

### ○西村農林水産課農林水産技術担当課長

可能性について、現時点で、断定することはできませんが、見込みはあると考えております。

#### ○西村委員

それと、きのう、この被災を受けた小田さんという方と鈴木さんという方、特に鈴木 さんという方は、レッドゾーンではありますけども、お家に土砂が入って、現在も雨が 降るたびに、敷地の中にはじゃぶじゃぶ泥が入ってきていると。

さっき先行議員で、私の認識と違う答えが出たので、ちょっとびっくりしたんですけど、罹災証明には、全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らないという証明がされると思うんですが、お家の壁に土砂がどんと来て、お家の中に泥が入っていれば、半壊というふうに認められると思うんですが、そのときに、例えば見舞金だとか、それからいろいろメニューの一覧表をもらっていまして、県や国から支援金が出たりとか、家を建て直すのに補助金が出たりとか、そういうものがあると思うんですが、お水が家の中に入っただけじゃなくて、家が被害を受けた場合には、お見舞金などの支援があるというふうに僕は理解していたんですが、それはどうなんですか。ないんですか。

# ○吉本経済部長

先ほど課長のほうがお答えいたしましたのは、経済部が所管する見舞金であったり、 そういう助成金であったり、そういったものは持っていないというお答えでありまして、 福祉保健部のほうで対象になれば、見舞金が(「もちろんある」と呼ぶ者あり)ござい ます。

以上でございます。

# ○西村委員

それから、副委員長が質問した治山工事などを早めに進めていただくように、財源の確保のお願いだとか、土砂災害による土砂の撤去費用、その辺についての回答は理解しました。いろいろな制限はあると思いますが、大変お困りのようですので、とにかく早い対応で、見込みがあるということであれば、優先して取り組みをしてさしあげていただきたいなと思います。これ要望にしておきます。

以上です。

#### ○磯部委員

災害関係ではない視点から1点、お聞きいたしたいと思います。ジャンボタニシの繁殖の被害についてなんですけれども、小周防の千田郷でジャンボタニシが大量発生して、稲の被害が深刻化していると。駆除にも非常に費用がかかって、農家の方が悲鳴を上げておられるということを聞いておりますが、このあたりの状況は当局としては把握していらっしゃるのか。それとまた、原因は何なのか、つかんでいらっしゃいますでしょうか。

#### ○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、ジャンボタニシにかかわります質問に対しまして、お答えを申し上げます。ジャンボタニシの千田郷地域の発生につきましては、ことしの夏に地元から1件報告がありましたことから、調査を7月に実施いたしました。千田郷をはじめ、隣接する殿山地区、新宮地区で発生していることを確認しているところでございます。相談を受けたのは1件のみでございますが、全国的にも被害が広がっているという認識はしているところでございます。

また、この拡散の原因につきましては、用排水路から侵入とか、それから機械による 移動、機械について移動していくのが主な原因というふうに言われております。 以上でございます。

#### ○磯部委員

今現在、この駆除に対する対策というのはあるんでしょうか。

#### ○弘農林水産課地産地消担当課長

全てのジャンボタニシの駆除をするということは不可能とは言われておりますが、稲の柔らかい葉を好んで食べる習性があるということでございますので、稲作については当初のほうの被害が多いように聞いております。その際に、個体を減少させるために、駆除するなり、それから作付条件の改善を図るということで、被害の軽減はできるというふうにされておりますので、今は農協の営農指導員さんを中心に指導をされているというふうに伺っております。

以上でございます。

#### ○磯部委員

最後に、この千田郷というところは光市だけじゃなくて、周南市のエリアも入っているんですが、このあたり周南市は、防除薬剤の購入費補助制度というのがありまして、これは2戸以上の農家で購入する場合、その半額を補助するというもので、年間5件程度の利用があるそうです。千田郷といっても周南市側と光市側ではこういう制度がある、ないで随分どうなのかという御意見も伺っておりますが、このあたりについて、当局のお考えをお示しいただけたらと思っております。

# ○弘農林水產課地產地消担当課長

本市の薬剤購入等に当たっての助成制度の整備はというお尋ねかというふうに思います。これにつきましては、約30年ぐらい前に最初の確認をされておるように聞いております。その後も、ほかの地域でも確認はされておるということでございます。

現時点で助成制度を整備するというふうな計画はございませんが、県の農業共済組合のほうでは一昨年前から薬剤費の1割を補助する助成制度を持っておるふうに聞いております。今では、こうした制度の紹介をしながらということになるかと思いますが、まだ状況についても目視等で確認して、数等の把握をしている状況ではございませんので、被害の把握に努めまして、引き続き調査のほうをしてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

# ○磯部委員

写真等でも見させていただきましたけれども、結構大きなジャンボタニシが大きな被害をもたらしているというふうに私も確認をいたしましたけれども、今後の農業の生産者の意欲を高めるためにも、両市で制度がある、ないというようなことでは、どうなのかなという御意見もいただいておりますので、しっかりと、このあたりも御検討いただけたらと願っております。お願いいたします。ありがとうございました。

#### ○岸本委員

2点ほど御質問させていただきたいと思います。まず1点目は、最近の企業誘致、企業創業の案件というのは出てきておりますでしょうか。お答えください。

# ○芳岡商工観光課長

民間事業者からの空き地等の問い合わせは、件数は持ち合わせておりませんが、電話等で問い合わせを受けているところでございます。また、県からも、具体的に探されているレベルの違いはありますが、そういった問い合わせ等も受けているところでございます。

以上です。

# ○岸本委員

次の2点目ですけど、先日、伊保木地区の人から、目の前の海岸でニナをとっておりましたら、海上保安庁の取り締まりを受けて罰金をとられたと。地先権というのがございますけど、地先の漁業権について説明をお願いしたいと思います。

# ○弥益農林水産課長

海や川などにおいて魚や動植物をとることは、漁業法などによってさまざまな規制が 定められておりまして、特にアワビやサザエ、ニナ、ワカメなどの定着性水産動植物と 呼ばれるものについては、地元の漁業協同組合に漁業権が免許されておりまして、遊漁 する人がとられたりすると、漁業権侵害として罰せられることになっております。 以上です。

# ○岸本委員

地先権というのは、もう全然関係ないんでしょうか。

#### ○弥益農林水産課長

地先漁業権というのが、光管内であれば、共同漁業権、光で3地区、牛島で2地区、 全体で1地区の計6地区ございます。

#### ○岸本委員

私が地先権というのを調べますと、川とか海に面する土地が、その土地の先にある川や海の公有水面を利用する権利、それとか、地先の海を守り育ててきた慣習によって保証された慣習的権利とあります。ですから、県の水産課と漁業組合が話し合って決められたのか、それとも光の水産課が光の漁業組合と協議されて決められたものか、そこはどうなんでしょうか。

#### ○弥益農林水産課長

地先漁業者であります山口県漁業協同組合光支店ですが、県に申請をしまして、免許を受ける。これは10年更新となっております。そこで、地先漁業権というのは山口県漁業協同組合光支店にございます。

以上です。

# ○岸本委員

伊保木の方に、とってはいけないという看板が出ていますけど、そこにはニナというのが書いていないんです。そこを訂正されて、地域住民の方に理解をいただいたらいいんじゃないかと思います。

以上で終わります。

# ○笹井委員

私も海のほうの質問を2点ほどさせていただきます。

瀬戸内海の貧栄養価問題について、これ環境部のほうでも下水の関係で尋ねたわけですが、貧栄養価問題、栄養が少なくなってきて、魚が少なくなったり、ノリの色づきが悪くなるというような問題があって、兵庫のほうでは検証実験をされておるようでございます。この貧栄養価問題について、光市には何か影響がありますでしょうか。また、これについての研究や対策はされていますでしょうか。

### ○弥益農林水産課長

光市での影響の有無については、申しわけありませんが把握をしておりません。今後、瀬戸内海の貧栄養価問題については、調査研究してまいりたいと考えております。 以上です。

# ○笹井委員

割と最近出てきた言葉ですけれども、私も調査研究していきたいと思います。

もう一つ、室積に栽培漁業センターがありまして、今まで何回も質問していますので、 アワビの稚魚を育てて放流しておると。ただ、なかなか数字に出てくるだけの漁獲高は ないというのが今までの回答であったわけでございますが、この栽培漁業センターにつ いて、今後どうするのか。何かお考えとか動きはありますでしょうか。

### ○弥益農林水産課長

これまでにもお答えをさせていただいておりますが、山口県光・熊毛地区栽培漁業協会の光分場という位置づけでありますことから、屋内施設におきましては、アワビの中間育成への取り組みを進め、委員御質問の水槽跡地の有効活用に関して、県漁協光支店や光・熊毛地区栽培漁業協会と協議しながら、さまざまな角度から検討しているところでございます。

以上です。

#### ○笹井委員

理解しました。終わります。